

都筑区防災計画



都 筑 区

平成26年3月

～はじめに～

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、広域にわたり甚大な被害をもたらし、私たちは、あらためて災害による被害を完全に防ぐことはできないことを認識しました。

横浜市では、東日本大震災を機に地震被害想定の見直しを行い、更に「減災目標の設定」、「人命を守ることを最優先とした対策の強化」を修正の基本的な考え方として、横浜市防災計画「震災対策編」の修正を行いました。

都筑区においても、新たな被害想定に伴い倍増する帰宅困難者への対策や発災直後の人命を最優先とした区独自の応急医療体制などについて修正を行いました。

大地震はいつ起こるかわかりません。都筑区では新たな防災計画を基に、災害による被害をできるだけ小さくするため、区民や事業者をはじめとする地域の皆様との連携を強化し、「自助」「共助」「公助」が一体となって「減災」の取組を進めてまいります。

最後に、日頃から地域防災の担い手として御協力いただいている区民の皆様をはじめ、計画の見直しを進めるにあたり、御意見をいただいた防災関係団体・関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

都筑区長 中村 香織

都筑区防災計画目次

第1部	： 総則	1
第1章	都筑区防災計画の目的	1
第2章	都筑区の概況	1
	第1節 自然的条件	1
	第2節 社会的条件	1
第3章	地震及び被害の想定	2
	第1節 想定地震	2
	第2節 被害想定	3
第4章	区、区民及び事業者の基本的責務	5
	第1節 行政の責務	5
	第2節 区民の責務	5
	第3節 事業者の責務	5
第2部	： 災害予防計画	6
第1章	防災力強化の取組	6
	第1節 防災情報通信基盤網の整備	6
	第2節 消防の体制	7
	第3節 防災備蓄計画	7
	第4節 水の確保	7
第2章	地域防災拠点等の整備	9
	第1節 地域防災拠点の整備	9
	第2節 特別避難場所	9
	第3節 広域避難場所	9
	第4節 いっとき避難場所	9
第3章	災害医療体制の整備	10
	第1節 災害医療における区役所の指揮体制	10
	第2節 災害医療における活動体制	11
	第3節 医薬品等の備蓄及び供給体制	12
	第4節 災害時に備えた取組	13
第4章	防災体制の強化推進	14
	第1節 防災組織体制の種類	14
	第2節 初動体制の強化	14
	第3節 職員の配備・動員計画の策定	15
	第4節 防災関係機関等との連携強化	16
第5章	緊急輸送体制の整備	17
	第1節 広域的な緊急輸送の確保推進	17
	第2節 緊急輸送路の指定	17
	第3節 建設業協会との連携	17
第6章	災害に強い人づくり	18
	第1節 自助、共助、公助による減災	18
	第2節 防災意識の高揚	18
	第3節 日頃からの市民の備え	19
	第4節 火災の予防等	20
	第5節 防災訓練の実施	20
	第6節 ボランティアとの協力体制の確立	20
第7章	災害に強い地域づくり	21

第1節	自主防災組織の強化	21
第2節	要援護者支援対策	23
第3節	社会福祉施設等における安全確保対策	24
第4節	学校施設における安全対策の推進	24
第5節	事業者の防災体制の確立	25
第8章	業務継続計画（BCP）	25
第9章	津波被害	25

第3部 : 応急対策 27

第1章	応急対策の基本	27
第2章	災害対策本部等の設置	27
第1節	区本部等の設置	27
第2節	区本部の廃止・縮小	28
第3節	区本部の組織・運営	28
第3章	職員の配置・動員	30
第1節	職員配置計画	30
第2節	職員の動員	30
第4章	情報の収集・伝達	31
第1節	情報受伝達方針	31
第2節	情報受伝達体制	31
第3節	災害情報の収集、報告及び記録	31
第4節	災害時広報・報道	32
第5節	広聴・相談活動	32
第5章	消火及び救助・救急対策	33
第1節	応急活動体制の確立	33
第2節	警防活動の基本方針	33
第3節	応急活動	33
第4節	消防団活動	34
第5節	自主防災組織の消火・救助・救急活動	34
第6章	応急医療	34
第1節	発災時の指揮統制	34
第2節	発災後の段階に応じた医療・保健提供体制	36
第3節	搬送体制の確保	40
第4節	医薬品等の調達	41
第5節	医療情報の提供	41
第6節	こころのケア対策等	41
第7節	歯科医療体制	42
第8節	生活衛生	43
第7章	応援派遣等の対応	43
第8章	避難対策（地域防災拠点の開設・運営等）	44
第1節	避難計画	44
第2節	地域防災拠点の開設等	44
第3節	要援護者の避難と援護対策	48
第4節	特別避難場所の開設及び運営	50
第9章	警備と交通対策	50
第1節	大地震が発生した場合の警備対策	50
第2節	大地震が発生した場合の交通対策	51
第10章	緊急輸送対策	51
第1節	輸送路の確保	51

第 2 節	輸送体制の確保	52
第 11 章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	52
第 1 節	行方不明者の捜索	52
第 2 節	遺体の取扱い	52
第 12 章	物資等の供給	55
第 1 節	応急給水	55
第 2 節	物資の供給	55
第 3 節	救援物資の受入れ・配分	56
第 13 章	災害廃棄物の処理	56
第 1 節	基本的な考え方	56
第 2 節	トイレ対策	56
第 3 節	ごみ対策	57
第 14 章	学校活動と保育	58
第 1 節	発災時の対応	58
第 2 節	学校教育の再開	58
第 3 節	保育の早期再開	58
第 15 章	災害ボランティア活動	59
第 1 節	専門的ボランティアの活動	59
第 2 節	一般ボランティアの活動支援	60
第 16 章	公共施設等の応急対応	60
第 1 節	公共施設における応急対応	60
第 2 節	土木施設の応急対応	60
第 17 章	津波対策	61
第 18 章	ライフライン等の応急・復旧対策	62
第 1 節	電気・ガス・電話施設の応急対策	62
第 2 節	鉄道機関の応急対策	65
第 4 部	： 復旧・復興対策	67
第 1 章	市民生活の安定・復旧	67
第 1 節	被災者の生活援護	67
第 2 節	被災者の住宅確保及び応急修理	67
第 2 章	被害認定調査とり災証明	68
第 1 節	被害認定調査	68
第 2 節	り災証明	68
第 3 節	被害認定調査及びり災証明の分担	69
第 3 章	復興対策	69
第 5 部	： 帰宅困難者対策	70
第 1 章	帰宅困難者対策の推進	70
第 2 章	帰宅困難者事前対策	70
第 3 章	震災時の帰宅困難者対策	74
第 1 節	市民の対応	74
第 2 節	区本部の対応	74
第 3 節	関係機関の対応	74
第 4 節	一時滞在施設の開設	74
第 5 節	徒歩帰宅者への支援	75
第 6 部	： 東海地震事前対応計画	76
第 1 章	警戒宣言の発令	76

第1節	基本方針	76
第2節	東海地震に関する情報の種類	76
第2章	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	76
第1節	警戒活動体制	76
第2節	職員の配置と動員	79
第3節	東海地震注意情報発表時の措置	79
第3章	警戒宣言発令時対策	79
第1節	区災害対策本部の設置	79
第2節	職員の配置と動員	80
第3節	情報の受伝達	80
第4節	帰宅困難者対策	80
第5節	事前避難対策	80
第6節	医療救護対策	80

第7部 : **資料編** **81**



第1部：総則

第1章 都筑区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、大規模な地震が発生した場合の区役所、区民及び防災関係機関のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、都筑区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を地震による災害から守り、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 都筑区の概況

第1節 自然的条件

都筑区は横浜市の北西部に位置し、平成6年11月6日に、それまでの港北区、緑区の再編成によって誕生した区です。東に第三京浜道路、西に国道246号線が通り、南には鶴見川が流れ、北は川崎市との市境となっています。区内全域はローム層に覆われ、西は多摩丘陵、東は下末吉台に連続する起伏の多い丘陵性台地です。区の中央部に早渕川、南部に大熊川、青葉区・緑区との区界に沿って鶴見川が流れています。

区域の北部と中央部は港北ニュータウン地域で、豊かな自然と緑を残しつつ、都市と農業が調和した新しいまちづくりが進んでいます。区を中心とするタウンセンター地区は、商業、業務、サービスが集積し、総合公園や病院・警察署・郵便局が整備されています。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は20万人を超え、世帯数は約8万世帯で、横浜市の人口の約5%を占めています。平均年齢が18区で最も若く、子育て世代が中心となっています。

昼夜間人口比率は96.4%ですが、昼間は約1/3の区民が区外へ通勤・通学しており、昼間の人口流入・流出ともに多い結果となっています。

※昼夜間人口比率は平成22年度国勢調査結果

2 土地利用

土地利用は、市街化調整区域が34.3%となっています。港北ニュータウン地域には公園や緑道が整備され、南部には農業専用地区が広がっているため、豊かな自然と緑を残しており、緑被率33.6%（市平均=29.8%）の数値も示すとおり、公園と緑の多い地域と言えます。

※ 緑被率は平成22年3月15日現在

3 道路・交通

道路は、東西に伸びる日吉元石川線、新横浜元石川線、緑産業道路などがあり、南北方向では中山北山田線、佐江戸北山田線、大熊東山田線が走っています。いずれも2車線以上の道幅があり、交通量の多い都筑区に対応した道路となっています。

また、区の東側には第三京浜道路があり、東京及び横浜の中心部への導線となっています。今後は、第三京浜道路と東名高速道路を結ぶ横浜環状北線及び北西線が整備される予定となっており、利便性の向上が見込まれます。

鉄道は、市営地下鉄3号線、4号線が都筑区内を縦断しており、人口の増加に伴い区内の8つの駅では利用者数が増加しています。

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震

横浜市では、平成24年10月に地震被害想定の見直しを行いました。見直しの結果、都筑区では、「元禄型関東地震」が発生した場合に、最も大きな被害が想定されています。

想定地震の見直し

平成17年3月	平成24年10月
南関東地震 横浜市直下型地震 東海地震	元禄型関東地震 東京湾北部地震 南海トラフ巨大地震 慶長型地震（津波）

■ 元禄型関東地震

元禄型関東地震は、相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震で、発生確率は低いものの、大正型関東地震（南関東地震）よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる地震です。これまでは、相模トラフ沿いを震源とする地震は、1923年に甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来を想定していましたが、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、想定とする地震を元禄型関東地震としました。

都筑区では、震度5強～震度6強の揺れが想定されています。北部から中部は震度5強～震度6弱、南部の一部で震度6強の揺れが想定されています。

■ 東京湾北部地震

東京湾北部地震は、マグニチュード7.3の首都直下地震で、横浜市に大きな影響を与える地震の一つです。内閣府でもこの地震を首都直下地震大綱（平成17年9月）の基軸としており、横浜市を含め首都圏での影響が極めて大きい地震と考えられています。

都筑区では、ほとんどの地域で震度5強の揺れが想定されていますが、南部の一部で震度6弱、6強の揺れが想定されています。

■ 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震で、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年8月～）においても、東日本大震災を踏まえ、津波を伴い最大限の被害を及ぼす地震と想定されています。

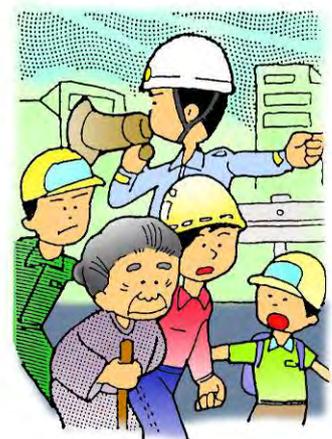
都筑区では、震度5弱～震度5強の揺れが想定されています。

■ 慶長型地震（津波被害想定）

慶長型地震は、マグニチュード8.5の地震で、揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。

発生確率は極めて低いものの、横浜市に最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震です。

なお、都筑区には本想定においても、津波の被害は見込まれていません。



（※各想定地震における震度や液状化などについては、第7部：資料編「資料01 各種ハザードマップ」参照）

第2節 被害想定

1 横浜市及び都筑区の被害状況一覧

【想定：平日冬の18時、北風・風速6m/秒】

	種別	被害項目	元禄型 関東地震	東京湾 北部地震	南海トラフ 巨大地震	
横浜市	建物	全半壊被害(棟)	148,388	33,855	21,801	
	火災	焼失棟数(棟)	77,700	13,000	5	
	人	死者(人)	3,260	460	79	
		負傷者(重症者含む)(人)	21,700	4,800	347	
		重症者(人)	2,940	431	3	
	ライフ ライン	上水道の断水世帯数(世帯) ※想定は1日後	399,000	234,000	92,900	
		下水道の機能支障世帯数(世帯) ※想定は1日後	72,900	34,300	19,900	
		電力の停電世帯数(世帯) ※想定は1日後	266,000	62,500	91	
		電話の不通世帯数(世帯) ※想定は1日後	54,100	13,100	13	
		都市ガスの供給停止件数(件) ※想定は発生直後	1,160,000	242,000	0	
	その他	避難者(人) ※想定は1日後	577,000	234,000	100,000	
		帰宅困難者(人) ※想定は平日正午	455,000			
	都 筑 区	建物	全半壊被害(棟)	2,414	727	41
		火災	焼失棟数(棟)	53	24	0
人		死者(人)	21	4	0	
		負傷者(重症者含む)(人)	319	90	6	
		重症者(人)	28	5	0	
ライフ ライン		上水道の断水世帯数(世帯) ※想定は1日後	7,070	6,299	2,089	
		下水道の機能支障世帯数(世帯) ※想定は1日後	1,897	1,291	740	
		電力の停電世帯数(世帯) ※想定は1日後	5,138	2,046	0	
		電話の不通世帯数(世帯) ※想定は1日後	678	270	0	
		都市ガスの供給停止件数(件) ※想定は発生直後	313	0	0	
その他		避難者(人) ※想定は1日後	8,735	6,627	2,026	
	帰宅困難者(人) ※想定は平日正午	33,714				

2 各区の帰宅困難者状況

【想定：平日正午】

行政区	推定滞存者数	帰宅困難者数			単位(人)
		通勤	通学	私用 (買い物他)	合計
鶴見区	182,317	24,918	1,985	3,572	30,475
神奈川区	175,071	24,847	10,072	2,712	37,631
西区	170,292	40,613	2,599	14,715	57,927
中区	207,023	47,840	4,934	7,592	60,366
南区	108,543	4,673	1,298	2,172	8,143
港南区	127,398	5,490	538	2,405	8,433
保土ヶ谷区	129,974	10,885	2,613	928	14,426
旭区	142,388	6,515	1,689	2,877	11,081
磯子区	102,246	11,403	633	2,039	14,075
金沢区	155,391	18,991	5,978	12,109	37,078
港北区	238,590	31,548	9,507	6,330	47,385
緑区	105,604	7,846	3,995	3,335	15,176
青葉区	176,246	10,836	5,172	11,429	27,437
都筑区	152,880	21,314	2,793	9,607	33,714
戸塚区	179,461	16,912	3,709	4,580	25,201
栄区	74,251	6,279	2,090	3,508	11,877
泉区	84,004	2,857	947	2,576	6,380
瀬谷区	74,130	4,640	1,042	2,032	7,714
合計	2,585,809	298,407	61,594	94,518	454,519

市内全体で約45万人の帰宅困難者が発生すると想定しています。都筑区では、約34,000人の人が帰宅困難となります。中でも通勤者が帰宅困難者となる割合が高くなっています。

さらに帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次災害の発生が懸念されます。



第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが、自らの身は自ら守る「自助」の観点から、建物の耐震化や家具の転倒防止、最低3日分の食料・水やトイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備などに配慮するとともに、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めることが区民の責務です。

また、皆のまちは皆で守る「共助」の観点から、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努める必要があります。

第3節 事業者の責務

事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄など、震災対策の推進を図らなければならない。また、市の実施する震災対策について積極的に協力するよう努める必要があります。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努める必要があります。

第2部：災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

市民を震災から守るためには、行政及び防災関係機関が協力して速やかに災害応急対策を実施することが重要です。このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取組みを推進します。

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するため、市危機管理室と各区役所、関係局をYCAN（市内LAN）で結び、各種気象注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び市内で発生した被害の集計等を行うシステムです。

※YCAN：市内専用のネットワーク。通常回線不通時は防災行政用無線により通信を確保します。

2 防災行政用無線

災害等により電話回線が輻輳し利用できない場合に備え、災害情報の早期伝達、被害情報や安否情報等の収集伝達を行うため、区役所、土木事務所及び各地域防災拠点等に防災行政無線を整備しています。

3 アマチュア無線及びPHS

都筑区では、災害時の連絡手段を確保するため、区役所、各地域防災拠点及び休日急患診療所にアマチュア無線機を、区役所及び各地域防災拠点にPHSを整備しています。

なお、アマチュア無線については、災害時速やかに運用できるよう、横浜市アマチュア無線非常通信協力会都筑支部と日頃から連携を図り、資機材の点検や訓練を実施します。

4 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、大規模災害時などにおいて、地域防災拠点等に避難した人の安否情報（情報公開に同意した人のみ）を市ホームページに掲載し、インターネットで市民等がその情報を確認するシステムです。

5 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、職員があらかじめ携帯電話等のメールアドレスを登録しておき、危機事案が発生した際に情報を受け取り、自身の安否情報及び動員見込み時間を職場に報告することで、各職場において職員の安否情報及び動員見込み時間を一覧表で効率的に確認するためのシステムです。

6 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

危機発生時には上記のほか、一般固定電話に優先して通信できる災害時優先電話、衛星携帯電話、省電力トランシーバーなど、あらゆる情報受伝達手段を活用します。

また、地域防災拠点における避難者の安否確認等に活用する手段として、特設公衆電話線の整備を進めます。

7 横浜市民地震防災情報（わいわい防災マップ）

横浜市民地震防災情報（わいわい防災マップ）は、発災時に予想される様々な危険性や、それらの危険を回避するための情報を事前に提供することで、市民の防災意識の向上を図るとともに、市民自らの地震被害軽減の行動を促すことを目的としています。

第2節 消防の体制

1 都筑消防署の体制

消防体制を確立するため、出場から5分以内で消防ポンプ自動車が発災現場に到着できるよう、区内には1箇所の消防署と4箇所の消防出張所が配置されています。また、大規模地震時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車が増強整備されています。

2 都筑消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、都筑消防団には活動拠点となる21箇所の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを26台配備しています。

第3節 防災備蓄計画

1 備蓄庫の整備

発災直後の物資の確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を考慮し、食料、水缶詰、生活用品等を備蓄します。

なお、横浜市では各家庭に、最低3日分の備蓄を啓発していますが、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応します。

区内の備蓄場所は、地域防災拠点防災備蓄庫（27箇所）、区役所災害用備蓄庫及び佐江戸消防出張所です。

2 帰宅困難者への対策

(1) 備蓄物資

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰（350ml）、アルミブランケット1枚及びトイレパック4回分を、想定される人数に応じて、帰宅困難者一時滞在施設に整備します。

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

(2) 備蓄場所

都筑区では、帰宅困難者一時滞在施設に受入人数に応じた数量を備蓄するとともに、食料やアルミブランケットなどを区役所にも備蓄します。

また、市内では、横浜アリーナ、パシフィコ横浜、関内駅、戸塚駅周辺の帰宅困難者用備蓄倉庫などにも備蓄しています。

（第7部：資料編 資料02「都筑区災害備蓄物資一覧」 参照）

第4節 水の確保

1 応急給水

(1) 配水池

浄水場でつくられた飲料水を各ご家庭に配水する施設です。市内23か所にあり、地震災害時には市民が1週間必要とする量に相当する約19万 m^3 の飲料水を確保することができます。

災害時には、水道局職員が仮設の蛇口を設置し、市民の皆さまへの給水を行います。また、給水車※に水を補給する場所としても活用します。

※給水車は配水池で水を入れた後、災害医療拠点病院等において優先的に給水を行います。

都筑区内の配水池
牛久保配水池
港北配水池



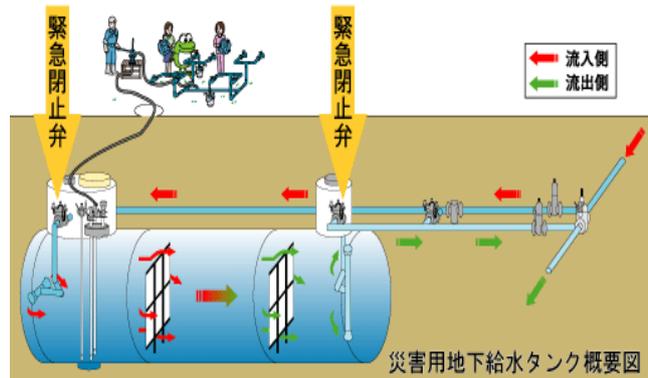
配水池概要図

(2) 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、普段は配水管の一部として機能し、新鮮な水道水が流れていますが、地震災害時に配水管の水圧が下がると自動的に緊急閉止弁が作動し、タンク内に飲料水を確保するものです。

発災後おおむね3日間、地域の皆さまによって仮設の蛇口を取り付け、給水することができます。

設置場所	
都田中学校	
中川西中学校	
牛久保小学校	
勝田小学校	
茅ヶ崎小学校	
つづきの丘小学校	
山田小学校	

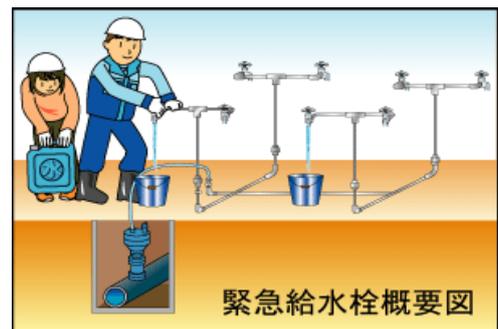


(3) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い水道管路に設置された消火栓に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設です。

もし、地震で被災した場合でも、優先して復旧を行い、おおむね災害発生4日目以降、断水状況を踏まえ水道局職員が順次仮設の蛇口を取り付けます。

設置場所	
荳田南中学校	大原みねみち公園
川和中学校	鴨池公園
茅ヶ崎中学校	滝ヶ谷公園
中川中学校	都筑中央公園
荳田東第一小学校	烏山公園
都田小学校	山田富士公園
牛久保公園	都筑区総合庁舎



(4) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点及び区役所等に、水缶詰（350ml）を備蓄します。

場 所	保管数
地域防災拠点	2,000 缶
区役所	10,000 缶
帰宅困難者一時滞在施設	受入想定者1人あたり1缶

(第7部：資料編 資料03「都筑区応急給水拠点一覧」 参照)

2 生活用水対策（災害応急用井戸）

災害時に、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を、所有者の協力により、災害応急用井戸に指定します。

なお、災害応急用井戸に指定されている井戸は、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行っています。また、所有者宅には、「災害用井戸協力の家」プレートを表示しています。

(第7部：資料編 資料04「都筑区災害応急用井戸一覧」 参照)



第2章 地域防災拠点等の整備

第1節 地域防災拠点の整備

1 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な27箇所の小中学校を指定しています。また、地域防災拠点は、避難場所としてだけでなく、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区割りしていますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

(第7部：資料編 資料05「都筑区地域防災拠点一覧」 参照)

2 情報受伝達手段

被害情報や避難情報などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受伝達する手段として、デジタル移動無線機を各地域防災拠点に配置します。

また、災害情報等の入手手段を確保するため、緊急地震速報対応ラジオの配置や特設公衆電話回線などの整備を進めます。

都筑区では、更にアマチュア無線機及びPHSを各地域防災拠点に配置し情報受伝達体制を強化します。

3 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄します。

(第7部：資料編 資料02「都筑区災害備蓄物資一覧」 参照)

第2節 特別避難場所

地域防災拠点での避難生活に支援が必要な高齢者や障害者などの方々のために、社会福祉施設等を特別避難場所として指定します。

都筑区では、さらに区内企業に対し、宿泊研修施設等を臨時避難場所として利用する協定を締結することにより、避難場所を拡充し、要援護者がより快適に避難生活が送れるよう努めています。

(第7部：資料編 資料05「都筑区特別避難場所一覧」 参照)

第3節 広域避難場所

地震に伴い大火災が発生して延焼拡大した場合、火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などを指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでで、長くても数時間程度と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などの備蓄はされていません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点に避難することになります。

(第7部：資料編 資料07「都筑区広域避難場所一覧」 参照)

第4節 いっつき避難場所

いっつき避難場所は、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して様子を見るとともに、隣近所の安否確認の実施や、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集結する場所です。(広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。)

自治会・町内会で次の基準により選定しています。

- 1 地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した場所であること
- 2 避難者の安全がある程度確保できる小公園等のスペースであること

第3章 災害医療体制の整備

都筑区では、「地域医療・保健体制に関する都筑区危機管理対策協議会」を平成21年度に設置し、関係機関と各種災害対応訓練を実施しています。また、平成24年度には「災害時医療救護体制整備事業調査業務」を実施し、ヘリコプター場外離着陸場適応候補地を選定するなど、災害時等の医療体制について対策の強化に取り組んできました。

こうした取組を引き続き強化していくとともに、区災害対策本部（以下「区本部」という。）の医療調整班（以下「区医療調整班」という。）は、市災害対策本部（以下「市本部」という。）の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

第1節 災害医療における区役所の体制

1 区医療調整班の統括

区本部の副本部長である福祉保健センター長は、区医療調整班を統括します。

2 区医療調整班の役割

区医療調整班は、区医師会等と連携し、医療機関情報及び負傷者発生情報等の情報収集を行うとともに、市医療調整チームと緊密に連携して、区内の災害医療活動を総合的に把握し調整します。

3 区医療調整班の権限

区医療調整班は、迅速に意思決定できるよう、医療調整及び保健活動に関する権限を有し、医療調整業務等について市医療調整チームに、直接、相談及び要望等を行うことができます。また、医療調整業務等について市医療調整チームから直接指示を受けることがあります。ただし、それらの事項は、速やかに区本部庶務班に報告することとします。

4 区災害医療アドバイザー

区医師会の協力を得て、区災害医療アドバイザー（医師）を設置します。

区医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言や調整等の支援を受けるものとします。

5 医療関連情報や医療活動の拠点

医療関連情報の集約をはじめ、医療救護隊の編成や活動調整を行う拠点として、休日急患診療所及び区役所を指定します。

6 区災害医療連絡会議

平常時から区内の医療関係団体、災害拠点病院、その他関係機関が参画する区災害医療連絡会議を設置し、災害医療に関する意見交換や情報共有等を行います。

7 保健活動グループ

区役所各課に配属されている保健師等は、配属先の災害対応業務とは別に区医療調整班に集約し、保健活動グループとして被災者に対する保健活動を行います。

ただし、発災直後からおよそ3日後までの超急性期など緊急を要する場合には、保健活動グループの保健師は必要に応じ、医療救護隊の看護職として医療・救護活動に従事します。

なお、保健活動グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

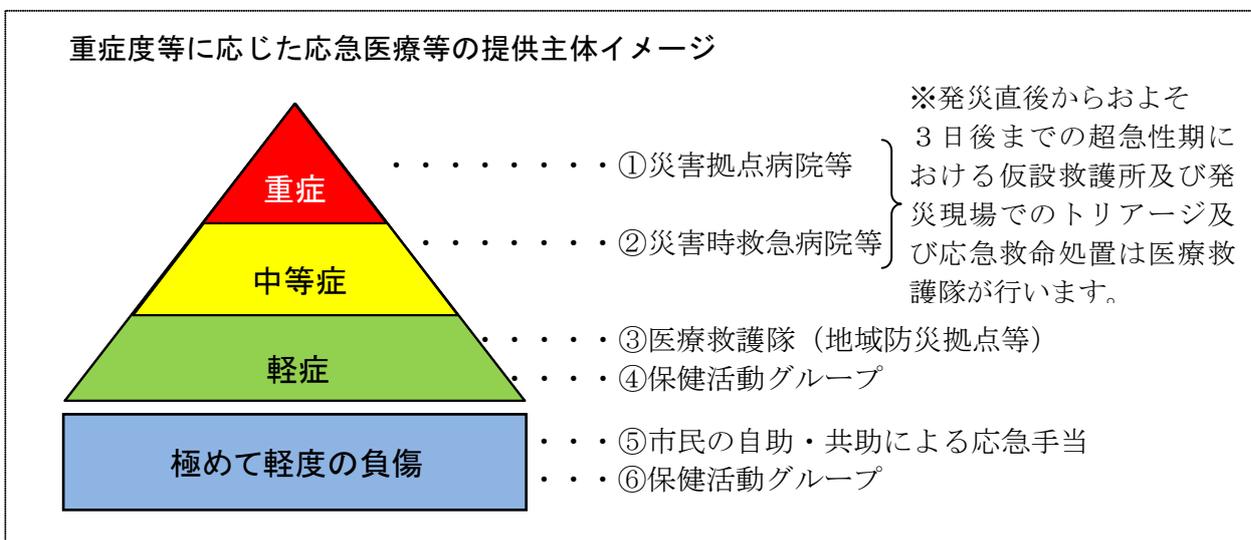
第2節 災害医療における活動体制

1 緊急度・重症度に応じた医療供給体制

震災により多数の負傷者等が発生した場合は、医療提供における需要と供給のバランスが崩壊するため、医療資源の総力を結集し対処する必要があります。そのため、負傷者等の緊急度や重症度（以下「重症度」という。）に応じた医療提供主体を分担します。特に、災害拠点病院の機能を十分に担保するために、被災を免れた医療機関は速やかに重症者以外の負傷者を中心とした受入態勢を整えます。また、他都市から派遣される医療救護隊等は、被害が甚大な地域を優先して投入します。

【重症度別医療提供主体及び医療活動の内容】

重症度等	主な医療提供主体	主な医療活動の内容
重症 （生命の危険の可能性があるもの又は生命の危険が切迫しているもの）	1 医療救護隊 2 災害拠点病院 3 災害時救急病院のうち、重症の負傷者等の受け入れが可能な病院	入院による診療等
	※ 発災直後からおよそ3日後までの超急性期における仮設救護所及び発災現場でのトリアージ及び応急救命処置は医療救護隊が行います。	
中等症 （生命の危険はないが入院を要するもの）	1 医療救護隊 2 災害拠点病院以外で災害時に負傷者等を受け入れる病院（以下「災害時救急病院」という。）	入院による診療等
	※ 発災直後からおよそ3日後までの超急性期における仮設救護所及び発災現場でのトリアージ及び応急救命処置は医療救護隊が行います。	
軽症 （生命の危険がなく、入院を要しないもの）	1 医療救護隊（地域防災拠点等） ※ 市外からの医療救護隊も到着次第、診療に加わります。 2 保健活動グループ	1 挫創、挫傷、熱傷、骨折等の外傷に対する応急医療 2 内因性疾患に対する応急医療 3 保健師等による健康管理指導等
医師の診療を必要としない極めて軽度の負傷	1 市民による「自助」、「共助」 2 保健活動グループ	1 市販消毒液による傷口の消毒、包帯等による応急手当 2 保健師等による巡回健康相談等



2 医療救護隊の編成等

(1) 医療救護隊の動員基準

市域で震度6弱以上の地震が観測されたときは、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て、速やかに医療救護隊を編成します。

また、震度6弱未満であっても、負傷者等が多数発生しているなど医療救護隊の編成が必要と認める場合は、市医療調整チームが、横浜市医師会、横浜市薬剤師会等の医療関係団体に要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職 (※1)	薬剤師	業務調整員 (※2)
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは看護師及び准看護師を指します。

ただし、発災直後からおよそ3日後までの超急性期など緊急を要する場合には、保健活動グループの保健師は必要に応じ、医療救護隊の看護職として医療・救護活動に従事します。

※2 業務調整員は、職員をもって充てます。

(3) 医療救護隊の参集場所

被災状況や医療関連情報を共有し、効率的な救護活動を展開するため、医療救護隊は仮設救護所(38 ページ第3部第6章第2節1(3)参照)となる休日急患診療所及び区役所に参集することを基本とします。

なお、複数の参集場所を設けることから、連絡手段を確保し一体的な運用が図られるように配慮します。

(4) 医療救護隊の活動

医療救護隊の活動場所は、区医療調整班が負傷者の発生状況や医療救護隊等に応じて指定します。医療救護隊は、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせ、発災直後からおよそ3日後までの超急性期は、主に仮設救護所や発災現場でのトリアージや重傷者の応急救命処置を、発災からおよそ3日を経過した急性期以降は地域防災拠点等の避難所での巡回診療による軽症者に対する応急医療を行います。

なお、地域防災拠点での活動は学校保健室を活用します。また、こころのケアチーム、歯科診療チーム、保健活動グループ等との連携についても配慮します。

第3節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

(1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品(消毒液、包帯、絆創膏等)を配備します。

(2) 薬局、休日急患診療所及び区役所に医療救護隊用の医薬品等を備蓄します。

(3) 医療救護隊が使用する医薬品は、薬局、休日急患診療所及び区役所に備蓄した医薬品等を使用します。なお、薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

【備蓄する医薬品等の種類】

項目	医薬品等の種類		備考
薬局、休日急患診療所及び区役所	医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、抗生物質製剤、局所麻酔剤、輸液製剤、血管拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒剤、慢性疾患薬、昇圧剤等	1 備蓄医薬品等に不足が生じる場合は、区医療調整班や市医療調整チームとの連携により必要量を確保します。 2 各備蓄場所に備蓄する医薬品等の種類については、別に定めます。
	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、固定副子、挿管セット、吸引セット、人工呼吸用バッグ等	
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等	

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市医療調整チームが各区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

第4節 災害時に備えた取組

発災時に迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時より行うべき取組は次のとおりです。

区分	取組事項
区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害医療連絡会議の開催 2 災害対応訓練の実施 3 区内医療機関の定期把握及び重症度に応じた搬送先医療機関の整理 4 医療救護隊看護職の新規募集及び登録者への定期確認 5 区医療救護体制及び保健活動に関するマニュアルの整備及び定期更新 6 災害医療体制の周知に関する区民広報の実施 7 区役所に備蓄する医薬品等の管理 8 災害時保健活動に必要な情報の整備、関係機関との連携調整 9 こころのケア等に関する職員教育、市民啓発等 10 情報受伝達機器の点検及び情報受伝達訓練の実施 11 その他区内の災害医療体制に関する総合調整
地域防災拠点	医療救護隊の診療場所としての学校保健室の提供や、感染症発生に備えた隔離室の配慮、情報受伝達機器の点検及び情報受伝達訓練の実施など

第4章 防災体制の強化推進

第1節 防災組織体制の種類

区では、次の防災組織体制により災害応急対策又は地震防災対策を実施します。

1 区災害対策本部

次の場合に設置し、区域における総合的な災害応急対策又は地震防災対策の推進を図ります。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報(津波・大津波)が発表されたとき。

2 区災害対策警戒本部(以下「区警戒本部」という。)

- (1) 気象庁から東海地震注意情報が発表されたときに設置し、警戒宣言の発令に備えます。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき、浸水が予測されている沿岸区において設置します。

3 区警戒体制

次の場合には、各区において警戒体制をとります。

- (1) 市域において、震度4及び震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (2) 気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されたとき。

第2節 初動体制の強化

1 夜間・休日等の緊急体制

夜間・休日等における災害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、都筑区では区運営責任職で編成する輪番制の班体制により、情報の収受や指令伝達等の応急対策を実施します。

2 区役所と消防署の連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区本部の体制が整うまでの間に、消防地区本部が区本部に代わって実施できる事項は次のとおりです。

- (1) 初期情報の提供
消防地区本部から区本部庶務班長に発災初期の情報を連絡します。
- (2) 情報の収集・集約
消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関(警察署等)、庁内関連部署(土木事務所地区隊等)から収集した情報は消防地区本部で取りまとめます。
- (3) 市民への情報提供
広報隊等により緊急情報(迅速な避難を事前に促すために必要な情報)を市民に提供します。

3 学校における初動体制

横浜市学校防災計画(横浜市教育委員会)では、勤務時間外の非常災害時において校長、副校長が参集するまでの間、区本部や教育委員会事務局、地域防災拠点運営委員会等との連絡調整を行うため、学校に早く到着する順に教職員3人を連絡調整者とし各校で指名します。この連絡調整者は、地域防災拠点の運営委員と連携して校舎施設を開放し、市職員直近動員者とともに災害時安否情報システムの立ち上げや防災デジタル無線機による区本部との情報伝達など、運営の支援を行います。

4 早期の体制確立のための区本部長の代理者の事前指定

区長が不在又は欠けた場合に、区本部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を所属動員される部長・課長相当職の中から指定します。

(第7部：資料編 資料08「都筑区本部長代理順位」 参照)

5 市本部のバックアップ機能

市庁舎が地震の揺れによる被害や津波被害で使用が不可能になった場合には、都筑区役所に市本部が設置されることがあります。

都筑区内に市本部が設置されたときは、区本部長は、区内の空地・緑地等を活用し、市本部体制のバックアップを行います。

第3節 職員の配備・動員計画の策定

1 職員の動員

職員は、次の場合は「全員配備」となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに動員しなければなりません。

- (1) 大震法第9条による「警戒宣言」が発令されたとき。(東海地震予知情報の発表)
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

2 動員計画の策定

区長は、配備・動員計画を作成し、職員への周知徹底を図ります。

(1) 動員対象者

横浜市に所属する職員(関係機関・団体等への出向・派遣職員を除く。)を動員対象者とします。

(2) 動員除外者

- ア 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、災害応急対策を実施することが困難であると所属の区局長が認めた場合
- イ 妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると市本部長又は区本部長が認めた場合
- ウ その他、所属の区局長が認めた場合

(3) 動員区分及び動員先

ア 市域に震度5強以上の地震が発生した場合の動員先は、次のとおりです。

【区職員】

動員区分		動員先	
		勤務時間内	勤務時間外
所属動員	所属する職場に動員するものであり、区長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定します。	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する職場 ・指定された地域防災拠点 	

【局職員】

動員区分		動員先	
		勤務時間内	勤務時間外
所属動員	所属する職場に動員するものであり、局長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定します。	所属する職場	
所属直近動員	所属する職場又は各区の事務所等に動員するものです。(環境創造局及び資源循環局の事務所等)	所属する職場	環境創造局及び資源循環局の各区事務所等
直近動員	区本部動員	区本部(区役所)に動員する局職員	
	拠点動員	指定された地域防災拠点の当該区本部	指定された地域防災拠点
	市本部動員	市本部(本部運営チーム)に動員する局職員	
		市本部(本部運営チーム)	

イ 市域に震度5強以上の地震は発生していないが、津波警報及び大津波警報が発表された場合の動員先は、次のとおりです。

- (ア) 区職員
所属する職場
- (イ) 局職員

動員区分		動員先
所属動員		・所属する職場
所属直近動員		・勤務時間内は、所属する職場 ・勤務時間外は、環境創造局及び資源循環局の各区事務所等
直近動員	区本部動員	・関係8区に指定されている職員は、当該区本部 ・関係8区以外の区に指定されている職員は、所属する職場
	拠点動員	・関係8区の地域防災拠点に指定されている職員は、当該区本部 ・関係8区以外の区に指定されている職員は、所属する職場
	市本部動員	・市本部(本部運営チーム)

3 参集者の任務分担の周知徹底

区本部長は、震災発生時の即応力・実践力の向上を図るため、あらかじめ各班の業務に対応した班マニュアルを作成し、参集対象職員に対して、周知徹底を図ります。

第4節 防災関係機関等との連携強化

1 連携の強化

日頃から消防、警察及び交通、通信、ライフライン事業者等と、災害対策等について情報交換を行うとともに、合同訓練などを通じて連携強化を図ります。

2 啓発活動

各機関と連携し、あらゆる機会を捉えて、地域住民等に対し地震等に関する知識及び減災行動等について啓発します。

第5章 緊急輸送体制の整備

震災が発生した場合、人員や物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となるもので、輸送路と輸送手段が同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となります。

第1節 広域的な緊急輸送の確保推進

震災発生時には、さまざまな道路交通の混乱が予想されますが、救命救急活動及び消火活動、緊急物資等の運搬などを効率的に、また、円滑に進めるためには、道路の通行機能を確保することが極めて重要となります。

1 交通規制計画（緊急交通路の指定等）

神奈川県警察は、災害応急対策等のために緊急交通路として確保する必要性の高い道路をあらかじめ指定して交通を規制する「路線規制」と、一定以上の震度を観測した区域と被害が甚大で交通規制が必要であると認められる区域及び津波浸水区域を面で規制する「面規制」の二つの柱で構成された大規模災害等発生時の交通規制計画を策定しています。

(1) 想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

ア 事前指定（区内該当なし）

神奈川県地域防災計画において想定されている地震について、被災地域ごとの4つに類型化した上で、被災地域方向に通じる高速道路、自動車専用道路等を公安委員会の意思決定により、あらかじめ緊急交通路として指定しています。

イ 想定路線の指定（区内4路線が該当）

県内54路線が選定されており、災害時に被害状況を考慮し、必要に応じて県警交通部長が必要と認めた路線を、緊急交通路として指定します。

(2) 震度等に基づく交通規制計画（面規制）

あらかじめ、公安委員会の意思決定により、気象庁から行政区域ごとに発表される震度が一定の値を超えた区域について、同区域から区域外へ流出させ、同区域内へ進行しようとする、又は、区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を定めています。対象震度は次のとおりです。

ア 震度6強以上

イ 震度6弱で甚大な被害が確認され、規制が必要と認められた区域

2 緊急交通路の啓発

警察と連携し、「緊急交通路（なまずの絵柄）」として標示した規制予告標識を平成14年から設置しています。設置路線としては本市の骨格道路である環状2号線、横浜上麻生線、横浜生田線、横浜鎌倉線に26箇所設置しました。

第2節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

（第7部：資料編 資料09「都筑区緊急巡回・点検路線図」 参照）

第3節 建設業協会との連携

災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うため、具体的な内容について、建築業会都筑区会と定期的に連絡・確認を行います。

第6章 災害に強い人づくり

第1節 自助、共助、公助による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えや発災後の迅速・的確な対策などにより、被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。

1 「自助」、「共助」、「公助」の定義

- (1) 「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- (2) 「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- (3) 「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」、「共助」、「公助」の主な役割

「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは次の表のとおりです。

	発災前	救助・救命期(発災～3日)	応急復旧(4～10日) 復旧期(11日目以降)
自助	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の耐震対策 ・家具の転倒防止 ・食糧、飲料水の備蓄 ・防災訓練の参加 <p style="text-align: right;">…等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・初期消火 ・火災、津波からの避難 ・避難所への避難 ・在宅での被災生活 <p style="text-align: right;">…等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の補修建替え <p style="text-align: right;">…等</p>
共助	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等の実施 ・いっとき避難場所の選定 ・要援護者の見守り ・帰宅困難者の発生を抑制するための備え(事業所) <p style="text-align: right;">…等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や自主防災組織による初期消火 ・近隣住民による負傷者等の救出 ・要援護者の安否確認 ・避難所運営等への協力 <p style="text-align: right;">…等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への支援 ・ボランティア活動への協力 ・在宅被災者に対する支援 <p style="text-align: right;">…等</p>
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の確保 ・建物の耐震化促進 ・減災に関する普及、啓発 ・地域において防災対策を担う人材の育成 <p style="text-align: right;">…等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・消防隊等による消火、救助活動 ・食糧、生活必需品等の供給 ・応急医療の実施 ・帰宅困難者対策 <p style="text-align: right;">…等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧 ・災害廃棄物の処理 ・地域経済の復興支援 <p style="text-align: right;">…等</p>

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという最も重要な責務を遂行するため、職員に対し、危機管理の研修及び危機対応訓練等を行い、職員の防災・減災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力の向上を図ります。

2 区民・事業者等への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、次に掲げる普及方法により、区民・地域・事業者等に対する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。

また、減災に向けた「自助」、「共助」の大切さを、世代を超えて市民に広く認識してもらうために策定した「よこはま地震防災市民憲章^{*}」についても活用し、普及啓発を行います。

- (1) 自治会・町内会などの集会における啓発
- (2) 自治会・町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する支援・助言
- (3) 防災マップや防災パンフレット等の広報資料の作成・配布
- (4) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (5) 防災講演会や防災フェアなど啓発イベントの実施

(※第7部：資料編 資料10「よこはま地震防災市民憲章」参照)

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、所定のカリキュラムを終了した市民の方に対して「横浜防災ライセンス証」を交付し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材を養成して、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図るものです。防災ライセンスには、次の3種類があります。

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

4 学校防災教育の推進

学校長は、防災教育の指針に基づいた指導資料及び本市ホームページなどを活用し、防災に対する知識を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生時の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、教育計画に基づき児童生徒の発達段階に応じた体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

さらに、学校とPTAの協力による訓練等の実施や、学校、区役所、地域の合同による総合的な訓練や地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

また、教職員に対する研修を充実し、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。

5 家庭防災員

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につけ、地域における防災の担い手となる「家庭防災員」の養成を行います。

第3節 日頃からの市民の備え

市民が、日頃から震災に備えておくべき項目は、次のとおりです。

- 1 日頃から出火防止措置の推進に努める。
- 2 消火器などの消火用具を準備しておく。
- 3 建物の耐震化や不燃化に努める。
- 4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。
- 5 危険なブロック塀などの改善に努める。
- 6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。
- 7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。
- 8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。
- 9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。
- 10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。
(第7部：資料編 資料11「家庭内での地震に備えた事前対策」参照)

第4節 火災の予防等

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置及び初期消火に有効な家庭での消火器の設置を推進します。

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識をもち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

(1) 「防災の日（9月1日）」及び「防災週間（8月30日～9月5日）」を中心とした訓練
この訓練では、情報受伝達訓練、避難訓練、救出救護訓練、火災防ぎょ訓練、道路啓開訓練、ライフライン復旧訓練、広域応援訓練等を実践的に実施します。また、訓練を通して防災計画の効率的運用と検証を行うとともに、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、事業所防災組織等の育成と自主防災活動の技術の向上を図ります。

(2) 「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」を中心とした訓練

防災関係機関、事業所、市民、防災ボランティア団体等が連携して訓練を実施し、協力体制の強化を図ります。

2 区職員に対する訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、すべての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する訓練に、当該拠点の拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師や応急危険度判定士などそれぞれ専門的な知識や資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所支援、清掃、物資の仕分けなど特別の資格や技術等を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。それぞれの活動分野は、概ね次のとおりです。

項目	専門的ボランティア	一般ボランティア
ボランティアの活動分野	1 応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務（高齢者・障害者の看護、こころのケア、口腔ケア含む）	1 避難所
	2 手話、要約筆記、通訳	2 清掃（泥だし・片付け・美化活動）
	3 理容師・美容師	3 物資支援
	4 獣医師等（ペットの保護・収容・移送等）	4 食事支援（炊き出し等）
	5 児童福祉施設等の支援	5 傾聴活動
	6 アマチュア無線技士等	6 ボランティアセンター運営支援
	7 外国語支援（通訳・翻訳）	7 ボランティア支援
	8 応急危険度判定士	8 広域避難者支援（県外等で生活する避難者支援）
	9 被災宅地危険度判定士	9 中間支援（団体のネットワーク支援）・情報発信
	10 その他専門的知識・技能を要する活動等	10 その他の支援

2 都筑区災害ボランティアセンター

区長は、震災発生時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、あらかじめ都筑図書館を災害ボランティアセンターとして指定します。

ボランティアの受入や被災者からのニーズ等との調整については、区社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーターが実施するため、平常時から区社会福祉協議会等と協力し、研修会やシミュレーション訓練を実施するなど関係者間の顔のみえる関係づくりを推進します。

項目	内容・条件等	対象施設
都筑区災害ボランティアセンター	1 ボランティア希望者の受付や被災者からのニーズ等とのコーディネートに区社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーターが行います。(他区災害ボランティアセンターへの支援も含む。) 2 地域防災拠点とも連携し、ボランティアの派遣や情報の受伝達を行います。 3 ボランティアがミーティングや作業等に活用できる場所です。 4 区本部ボランティア班は、活動への支援として、電話・ファックス・パソコン無線等の通信機器、コピー機、明細地図等の事務用品を貸し出します。	都筑図書館

3 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から「横浜市アマチュア無線非常通信協力会都筑区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携を図っています。

第7章 災害に強い地域づくり

発災直後は、消防機関による消火・救急体制が機能しない場合があるため、地域の助け合いが最も重要です。

バケツリレーによる初期消火、倒壊家屋からの救出、負傷者の搬送など隣近所の助け合いが被害の拡大防止・軽減に大きな力を発揮します。

都筑区では、地域全体が相互に協力できる「共助」体制を確立することにより「災害に強い地域づくり」を推進します。

第1節 自主防災組織の強化

1 都筑区災害対策連絡協議会

都筑区では、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者からなる都筑区災害対策連絡協議会を設置し、関係機関との情報共有や地域の状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進します。

(第7部：資料編 資料12「都筑区災害対策連絡協議会設置要綱」 参照)

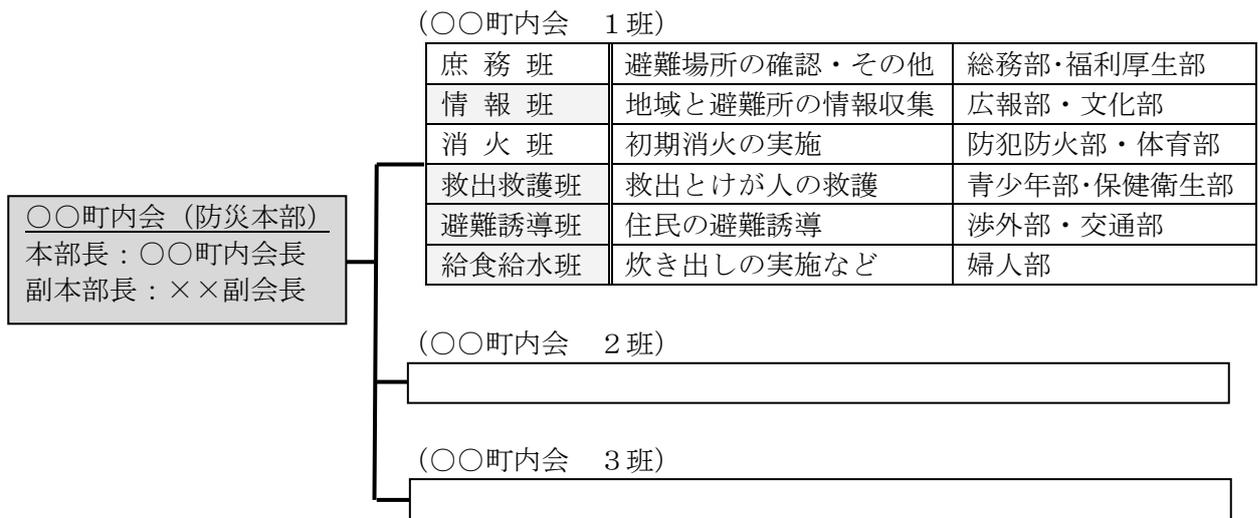
2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所、消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。町の防災組織は、次のような取組を実施します。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること

- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること
- (6) 救出救護に関すること
- (7) 避難誘導に関すること
- (8) 給食給水に関すること
- (9) 市民が任意に設置した避難場所の支援に関すること
- (10) 地域防災拠点との連携に関すること
- (11) その他防災に関すること

【(例) 町の防災組織構成】



3 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、地域住民の相互協力による防災活動、安全かつ秩序ある避難生活の維持等が円滑に行えるよう、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

なお、運営委員会の設置・運営にあたっては、運営委員会への女性参画（複数）、災害時における男女ニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・訓練の実施、女性の防災リーダー育成等に努めます。

(1) 平常時の主な活動

町の防災組織と綿密に連携し、訓練や研修などに多くの住民が参加できる環境の整備など、地域内での「顔の見える関係」を強化していきます。また、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日頃から地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行うとともに、地域防災拠点訓練では、区役所や防災ボランティア団体などと連携し、避難所としての効果的な開設・運営訓練の実施や防災リーダーの育成など地域防災力の向上に努めます。

(2) 災害発生時の主な活動

災害発生時には、被災者生活を送る避難所としての基盤形成と、住民による救出・救護の活動拠点、在宅被災者支援のための情報発信拠点として機能できるよう、市職員の直近動員者や学校連絡調整者等と連携して、地域防災拠点を運営します。

中長期化する被災生活においては、避難所での衛生面や被災者の心のケアなど、区役所やボランティア団体と連携した避難所運営を行います。

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

運営委員会相互の緊密な連携を図るため、各運営委員会の委員長で構成する、都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

（第7部：資料編 資料13「都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則」 参照）

4 町の防災組織と地域防災拠点

(1) 役割

東日本大震災の教訓からも多くの避難者が発生した場合には、地域防災拠点など公的避難場所以外の集会所や寺院など比較的小規模な場所において市民が任意で避難場所を設置することが想定されます。このような被災地域の中では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、市民が任意で設置した避難場所や在宅の被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。

そこで、災害時に自治会町内会や地域防災拠点運営委員会などの地域コミュニティを連動できるように、平常時からそれぞれの横の繋がりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図ります。

(2) 町の防災組織及び地域防災拠点の訓練

ア 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、いっとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そこで、平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

イ 地域防災拠点訓練

災害時に地域防災拠点が「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「災害に関する情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うため、図上訓練（Dig訓練など）の実施により、災害時の対応イメージを運営委員会で共有し実動訓練に繋がっていきます。

実動訓練の実施に際しては、地域防災拠点訓練マニュアルを参考に、各地域防災拠点を担当する各区役所職員が訓練の構成を支援して実施します。

第2節 要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者（以下「災害時要援護者」という。）が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた平時からの要援護者対策を推進します。

2 要援護者の事前対策

(1) 地域の中で「災害から要援護者を守る」ための取組の推進

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ことについて普及啓発します。また、日頃から、自治会・町内会、民生委員及び近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 地域で「災害から要援護者を守る」取組の推進を支援するための区の取組

区長は、災害時における要援護者の援護活動に活用するため、地域ごとの要援護者名簿を作成・保管し、地域が名簿の提供を希望する場合は、区役所との協定締結等の手続きを踏まえて、名簿を提供します。

(3) 要援護者のための避難場所の確保

ア 地域防災拠点における要援護者スペース等の確保

要援護者は、健康の維持等について、特段の配慮が必要です。地域防災拠点運営委員会は、地域住民と協力し、要援護者スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペースの確保に努めます。

イ 特別避難場所の指定

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、社会福祉施設等を特別避難場所として指定します。

都筑区では、さらに区内企業に対し、宿泊研修施設等を臨時避難場所として利用する協定を締結することにより、避難場所を拡充し、要援護者がより快適に避難生活が送れるよう努めています。

項目	指定施設	機能等	その他
特別避難場所	1 社会福祉施設等 2 地区センター 3 区内企業研修施設	1 特別避難場所に指定された社会福祉施設等は、避難生活に必要な防災資機材(発電機、担架等)、食料、水、生活用品等を備蓄する。 2 地区センター及び区内企業研修施設での備蓄はしない。	1 特別避難場所は、あらかじめ各施設ごとに定められた人数の範囲内で避難者の受入れを行う。 2 避難者の受入れは、区本部長が認めた場合とする。

(第7部：資料編 資料06「都筑区特別避難場所一覧」参照)

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

利用者の安全を確保するため、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じ、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、夜間・休日など職員が少ない状態における災害対応についても配慮した訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。

また、地震への備えとして食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。特別避難場所となる施設は、代替情報伝達手段としての自転車等の整備に努めます。

3 地域との連携強化

震災発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会・町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進します。

第4節 学校施設における安全対策の推進

学校長は、児童生徒の安全確保を図るため、学校施設内の安全対策の推進や情報受伝達体制の確保、学校防災計画の策定や地域防災拠点との連携といった応急活動体制の確立を図ります。

また、防災教育の実施や保護者等との連絡体制の確保など、児童生徒の安全確保体制の確立に努めます。

第5節 事業者の防災体制の確立

事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない。また、市の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第8章 業務継続計画（BCP）

大規模地震の発生により、被害の状況によっては区役所機能の低下が余儀なくされる状況も想定されます。都筑区業務継続計画（BCP）は、区が自らの責務を果たしていくために、区役所機能の継続性確保と業務の継続力向上を図ることを目的として策定します。

第9章 津波被害

横浜市において、最も大きな津波被害が想定されている地震は、「慶長型地震」ですが、横浜市地震被害想定津波被害想定では、この地震により東京湾に津波が到達した場合でも、鶴見川の津波遡上による都筑区への被害はないと想定されています。（津波対策については、「3部17章 津波対策」参照）

【参考】

1 津波による被害

「慶長型地震」による津波では、沿岸区を中心として、津波による全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟、また道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生すると想定されています。

	慶長型地震
マグニチュード	8.5相当
予測される最大津波高	約4.0m
満潮時に到達する海拔【注】	約4.9m

【注】満潮時（横浜港の平均満潮位＝東京湾平均海面0.9m）に津波が到達する海拔

2 津波避難対策

横浜市では、東日本大震災以降、以下の取組を進めています。

(1) 津波避難場所・施設の指定

浸水が予測されている区域から、安全な高台や建物に概ね10分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難場所・津波避難施設の指定を進めています。

(2) 海拔標示の設置

市民の皆様や観光客の皆様が、現在いる場所や自分の生活圏における海拔を認識し、万一の津波に備え、「より早く、より高い場所への避難」をしていただくため、海拔標示の設置を進めています。

【海拔標示】 【津波警報伝達システム】



(3) 情報伝達手段の確保

携帯電話に配信される「緊急速報メール」を導入しており、また、沿岸付近の人々に津波に関する情報を屋外のスピーカーなどで一斉に伝える「津波警報伝達システム」の整備を進めています。

(4) 防災意識の啓発

「津波からの避難に関するガイドライン」や津波避難情報板、海拔標示などを活用し、防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、防災意識の高揚、津波対策の周知等を図ります。

広報を実施するにあたっての一般的な周知事項は次のとおりです。

ア 強い地震を感じたときなどは、海拔5 m以上の高台、又は鉄筋コンクリート等の頑丈な建物の3階以上を目安に避難します。

イ 津波到達まで時間が短いと予測される場合は「遠いところ」ではなく「高いところ」へ避難することを心がけます。

ウ 車を使用せずに速やかに避難します。(ただし、自立歩行が困難な要援護者等が避難する場合、またはその他やむをえない事情がある場合を除きます。)

エ 可能な限り、周囲に呼びかけながら避難します。

オ 津波注意報でも直ちに海岸や河川から離れ、沿岸部には近づかないようにします。

カ 津波の到達時間は、震源や地域によって数分で到達することがあります。津波は第一波到達後も繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報解除まで気を緩めないようにします。

第3部 : 応急対策

第1章 応急対策の基本

1 応急活動の基本

人命を守ることをはじめとして、災害後必要となる応急活動は、一刻も早い対応が求められ、対応の遅れは、更に被害を拡大し、回復困難な事態を招くことにもつながります。

そのため、行政はもちろんのこと、地域、事業者、更には市民一人ひとりに至るまで、全て「時間との競争」であることを意識し、刻々と変化する状況を的確に把握し、あらゆる場面において、その時の状況に応じた迅速な対応をとることが重要となります。

2 人命確保最優先

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後 72 時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分します。

3 情報受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、横浜市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・伝達します。

4 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との「自助」、「共助」の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施します。

第2章 災害対策本部等の設置

第1節 区本部等の設置

1 区本部の設置

区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。))は、次の場合、速やかに区本部を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。))に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害応急対策を実施し、被害の発生を最小限に止めます。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (4) 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき

2 区警戒本部の設置

次の場合、区長は区警戒本部を設置します。

- (1) 気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき（津波による浸水が予測されている8区のみ）

3 警戒体制

次の場合、区長は、警戒体制をとります。

- (1) 市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき

- (2) 気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき、「警戒解除宣言」が発令されたとき又は「津波警報」、「大津波警報」が解除され応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 区本部の組織・運営

1 区本部の組織

- (1) 区本部長
区本部長は区長をもって充てます。
- (2) 区副本部長
区役所部長、資源循環局事務所長、土木事務所長、消防署長及び水道局地域サービスセンター長をもって充てます。
- (3) 地区隊長及び消防地区本部長
ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局事務所長
水道局地域サービスセンター地区隊	水道局地域サービスセンター長

- イ 消防地区本部部長は消防署長をもって充てます。

2 職務権限

- (1) 区本部長（区長）
ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令
ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）
ア 区本部長の補佐
イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (3) 各地区隊長及び消防地区本部長（資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局地域サービスセンター長、消防署長）
ア 所管する災害応急対策を実施
イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応
ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。
- (4) 区本部各班長（課長）
ア 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
イ 班員に対する指示
- (5) 班員（係長、職員）
班長の指示に基づく災害応急対策

3 運営

- (1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に

に基づき、区域における災害応急対策を実施します。

- (2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- (3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- (4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- (5) 区本部会議は、区本部各班、資源循環局都筑事務所地区隊、都筑土木事務所地区隊、水道局港北・都筑地域サービスセンター地区隊及び都筑消防地区本部をもって構成します。
- (6) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- (7) 区本部会議には、必要に応じて、区災害対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- (8) 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

(第7部：資料編 資料08「都筑区本部長代理順位」 参照)

4 班体制及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のとおり構成します。

各班の事務分掌については、第7部：資料編 資料14「都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌」を参照してください。

【区本部の構成】

区本部長 (区長)	副本部長	班	担当課
	副 区 長 福祉保健センター長 福祉保健センター担当部長	庶務班	総務課・区会計室
		情報班	区政推進課
		避難者・駅対応班	地域振興課
		諸証明班	戸籍課
		拠点班	税務課
		被害調査班	税務課
		医療調整班	福祉保健課
		衛生班	生活衛生課
		援護班	高齢・障害支援課
		保育所班	こども家庭支援課
	ボランティア班	学校支援・連携担当	
	遺体安置所運営班	保護課	
	物資輸送班	保険年金課	
土木事務所長	都筑土木事務所地区隊		
資源循環局都筑事務所長	資源循環局都筑事務所地区隊		
水道局港北都筑地域サービスセンター長	水道局港北・都筑地域サービスセンター地区隊		
消防署長	都筑消防地区本部		

第3章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 区本部設置時の配備体制

市職員は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- ア 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- イ 被害情報の集約
- ウ 区本部としての活動の意志決定
- エ 市本部との連絡調整

4 初動期における災害応急対策の実施

- (1) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

- (2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに被災者支援上必要な業務を継続します。

5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

市職員は、区本部が設置される次の場合は、動員命令を待つことなく、動員計画に基づき、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

なお、保育及び介護等を要する同居家族がいる職員で、自ら保育及び介護等を実施する以外に手段がなく、直ちに参集することが困難になった場合は、所属長にその旨を報告するとともに、保育及び介護の手段を確保するよう努め、速やかに参集を図ることとします。

- (1) 大震法第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報)が発令されたとき
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき

- (4) 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき

2 参集時の留意事項

職員は、「横浜市職員のための参集ガイド」を参考にし、速やかに行動を開始します。

第4章 情報の収集・伝達

この章では、必要な情報を迅速かつ正確に収集し、伝達(報告)、共有するために必要な事項について定めます。

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努める。

- (1) 横浜市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 加入電話及び庁内電話
- (5) アマチュア無線等
- (6) 情報収集員の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたさせます。

また、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたさせることができます。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

市域に震度5強以上の地震が発生した場合においては、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線(ホットライン)の活用を原則とします。

防災行政無線(ホットライン)が使用できない場合及び他施設との情報受伝達については横浜市の無線通信網を活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

(第7部：資料編 資料15「情報収集・伝達の原則」 参照)

2 区本部の報告

区本部長は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報収集

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。

- (2) 中間報告
被災状況全般を集約し、報告します。
- (3) 最終報告
被害の発生が概ね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 情報受伝達に関する訓練及び研修の実施

区本部長は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、訓練及び職員への研修を実施します。

4 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録します。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 災害時広報・報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、市民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進することをねらいとし、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況及び生活関連情報等を迅速・的確に広報します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は消防局長に対し、消防局航空機（ヘリコプター）による広報を要請します。

1 災害時広報

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活支援情報等について、ホームページやツイッター等を活用した広報を行います。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の軽重に応じ市本部が行います。

第5節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

区本部長は、被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がるので、必要な情報を提供し市民からの問合せに対応します。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを充分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置するなど、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急対策

第1節 応急活動体制の確立

消防局長は、市域における震度5強以上（気象庁発表）の地震の発生や、災害の状況により、消防局長が必要と判断したときは「震災対策消防本部体制」及び「全員配備」を発令し、非勤務職員を所属動員又は所属直近動員により効果的に参集させます。

第2節 警防活動の基本方針

震災発生時に消防が行う災害応急活動は、次のとおり人命の安全確保を最優先とします。

1 消火活動の優先

最も人命に対する被害を増幅する火災に対し、非常用消防車を含めたポンプ隊の運用及び消防団、企業自衛消防隊等との連携による火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

2 人命の救助、救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等による人身災害に対し、救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

3 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

第3節 応急活動

1 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊及び高所見張員等を活用し、これに基づき応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

2 消火活動の原則

地震発生後の火災状況が消防力を下回るときは、早期に消防隊等を集中させ一挙鎮圧を図り、また、火災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき消火活動を実施します。

- (1) 重要防御地区優先の原則
- (2) 消火有効地域優先の原則
- (3) 市街地火災優先の原則
- (4) 重要対象物優先の原則
- (5) 住民の安全確保優先の原則

3 人命救助、救急活動の原則

救助・救急活動は、次の原則に基づき実施します。

- (1) 救命活動優先の原則
- (2) 緊急度・重症者優先の原則
- (3) 幼児・高齢者優先の原則
- (4) 火災現場付近優先の原則
- (5) 救助、救急の効率重視の原則
- (6) 大量人命危険対象物優先の原則

4 関係機関等との連携

- (1) 警察・自衛隊・海上保安庁

救助事象等に対しては、現場において、それぞれの機関の指揮者間で活動区域、分担等の調整を行います。

- (2) 横浜建設業防災作業隊
救助活動に対しては、消防機関が指揮を担当します。

第4節 消防団活動

1 活動体制

地震が発生した場合は、消防団の全機能をあげて、早急に活動体制を確立し、事前計画に基づく効率的活動に努めます。

(1) 震災対策消防団本部等の設置

消防団本部に震災対策消防団本部体制が発令された場合は、次により震災対策消防団本部及び震災対策分団本部を設置します。

なお、市域における震度5強以上の地震発生に伴い消防局の本部体制が発令された場合においては、事前命令による動員とします。

(2) 消防団員の動員

消防団長は、地震発生に伴う震災対策消防団本部体制・全員配備が発令された場合、全団員を動員します。

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は受持区域優先を原則とし、消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集及び出火防止、初期消火の呼びかけを実施します。

第5節 自主防災組織の消火・救助・救急活動

地震が発生した場合の自主防災組織が実施する消火活動や救助・救急活動は次のとおりです。

1 自主防災組織の消火活動

- (1) 自宅の出火防止措置及び家族の安全確保を実施します。
- (2) 消火器、消火用水バケツ、初期消火箱等等を活用し、地域の初期消火活動を実施する。
なお、火災が拡大して危険となった場合は、活動を中止し速やかに避難します。
- (3) 消防機関が到着したら、火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

2 自主防災組織の救助・救急活動

- (1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救急活動を実施します。
- (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 応急医療

第1節 発災時の指揮統制

1 医療調整、保健活動に関する権限の付与

区医療調整班には、被災による混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されています。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、区医療調整班は、庶務班を介することなく、直接、市医療調整チームに相談及び要望等を行うことができますが、相談及び要望した事項等は、速やかに区本部庶務班に報告しなければなりません。

なお、区医療調整班は市医療調整チームから、医療調整活動及び保健活動に関して直接指示を受けることがあります。

2 災害情報・医療情報の把握

被災直後は、医療提供における需要（負傷者数）と供給（医療資源）のバランスが一気に崩れる可能性が大きいいため、医療資源の総力を結集し対処しなければなりません。中でも大規模な地震発生時は、指揮統制機能や連絡体制が分断されるリスクが高く、組織的な医療救護活動が不全に陥る危険性が極めて大きくなります。

そのため、限られた医療資源を結集し、最も効果的な医療救護活動を展開するために、区医療調整班と市医療調整チームが連携した情報収集及び情報共有を行います。

なお、情報収集にあたっては、各種通信機器のほか、医療関係団体等からの情報収集や、職員自らが自転車や徒歩で情報収集にあたるなど、あらゆる手段を用いることとします。

(1) 医療機関の被災状況、稼働情報等

固定電話が使用できない場合、病院の情報は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）や各種非常用通信機器により確認するほか、救急隊からの情報を得るなどして把握に努める。また、診療所や薬局の情報は、区医師会や区薬剤師会の協力を得て確認するほか、その他の医療関連施設についても関連情報の収集に努める。

(2) 負傷者等の発生状況

区本部及び市本部に集まる被害情報等を入手するほか、区医師会等からの情報提供や医療救護隊等からの状況報告を受け、負傷者等の発生状況、負傷や疾病の発生傾向、健康被害の発生状況等を把握します。

(3) ライフライン等

医療救護隊の安全確保及び活動調整のため、電気・ガス・水道等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、道路事情や移動可能手段を把握します。

(4) 不足医療資源等

医療救護隊が用いる医薬品や医療資器材の不足を把握するほか、医療機関の医療スタッフや、医療ニーズに応じた不足医療資源について把握します。

3 災害情報等の評価

区医療調整班及び市医療調整チームは、医療資源の過不足や負傷者の発生状況など、応急医療を実施するための各種情報を把握、分析、評価したうえで、医療救護隊の集中的な投入や区を越えた応援派遣体制を確立します。

また、他都市からの医療救護隊及び多職種による医療支援チーム（こころのケアチーム、歯科診療チーム等）、他自体応援保健職員等の受入調整を行うとともに、必要な地域に適宜、他都市医療救護隊等を派遣します。

同様に、健康被害の発生状況や保健活動についても情報収集・分析・評価を実施、厚生労働省の斡旋による他自治体応援派遣保健師等の受入調整を行い、必要な地域に応援職員を派遣します。

なお、区医療調整班と市医療調整チームは緊密に連携のうえ、区内で行われる医療救護活動は区医療調整班が指揮統制します。災害拠点病院の運用、区を越えた応援派遣調整、他都市からの医療救護隊の受入投入調整等、市域全体に及ぶ事項については市医療調整チームが所管します。

4 災害医療アドバイザーの助言等

区医療調整班の災害医療アドバイザーは、医学的見地からの助言や医療機関の医師との調整等に従事します。

なお、災害医療アドバイザーの任務解除は、域内の医療救護活動の実施状況に応じて、区本部長の判断によります。

5 災害医療連絡会議の開催

区医療調整班は、医療関係団体や災害拠点病院等の参画を得た「災害医療連絡会議」を定時的に開催し、医療機関の被災状況や診療状況、避難所の状況等に関する最新情報を相互共有し、それぞれの災害対応活動に反映させます。

6 神奈川県医療救護本部等との連携

ドクターヘリ等の活用が必要になった場合は、区医療調整班は市医療調整チームに要請します。市医療調整チームは県医療救護本部を通じて、県災害対策本部指令調整班と調整を図ります。

第2節 発災後の段階に応じた医療・保健提供体制

区医療調整班は、医療ニーズの進展状況を見極め、それに応じた医療提供体制を構築します。また、災害発生直後から健康相談等の保健活動を開始し、健康被害の増大を防ぎ、医療ニーズの高い人が適切に医療につながるようにします。

災害医療は、時間の経過によって医療ニーズの対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定及び対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ災害フェーズを設け、各フェーズに応じた対応を実施します。

なお、災害フェーズの間隔や進行は、災害規模等により変動する可能性があることに留意します。

【災害フェーズに応じた主な医療ニーズと医療調整活動】

フェーズ	時期及び状況	想定される 主な医療ニーズ	想定される 主な医療調整
発災直後	発災直後 ～およそ6時間後 建物の倒壊や火災等の発生により、負傷者等が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出救助に伴う医療ニーズが短時間で拡大 ○重症者が災害拠点病院等へ次々と搬入 ○主に軽症者が自力で医療機関等へ殺到 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信体制の確立 ○災害情報、医療情報等の収集 ○医療調整に係る指揮命令系統の確立 ○県医療救護本部等との連携 ○被災を免れた医療機関における負傷者等の受入準備及び開始 ○仮設救護所の開設 ○医療救護隊の編成並びに医療ニーズを踏まえた医療提供の準備及び開始
超急性期	およそ6時間後 ～およそ3日後 救助された多数の負傷者等が医療機関へ搬送されるが、ライフラインや交通機関の途絶により、市外からの人的・物的医療支援が十分とは言えない状況	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等が市内で継続発生し、医療ニーズが短時間で増大 ○火災や落下物等により、徒歩帰宅中の負傷者の発生 ○救助された外傷系負傷者の医療機関への搬送本格化 ○入院患者数の増大、市外等への負傷者等搬送本格化 ○入院や搬送は要しないが体調不良を訴える者の増大 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災を免れた医療機関における負傷者等の診療 ○医療救護隊による仮設救護所や発災現場におけるトリアージや応急救命処置 ○避難所等への巡回による被災者の健康状態等の把握 ○医薬品等の調達確保 ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の受入れ、差配等 ○緊急消防援助隊、自衛隊等との活動調整 ○県医療救護本部等との広域搬送調整

フェーズ	時期及び状況	想定される 主な医療ニーズ	想定される 主な医療調整
急性期	<p>およそ3日後 ～およそ1週間後</p> <p>被害状況等の把握の進展とともに、ライフライン等が復旧し始め、人的・物的医療支援の受入体制が確立されている状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体等の多数発生 ○外傷系の負傷者等は遞減 ○避難所等に対する巡回診療・健康相談等ニーズが拡大 ○避難所等での公衆衛生への対応ニーズが拡大 ○車内避難者を中心にエコノミー症候群が増加 ○こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応ニーズが増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体検案に係る医師等の調整 ○慢性疾患等への対応強化 ○医療救護隊による巡回診療等 ○避難所等への巡回による健康相談・保健指導等 ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の受入、差配等 ○医療情報に関する広報 ○避難所等の衛生対策 ○医療活動に係る燃料等の確保 ○こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応調整
亜急性期	<p>およそ1週間後 ～およそ1か月後</p> <p>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者等の慢性疾患、公衆衛生への対応ニーズが拡大 ○避難所生活者数がピークに到達し、劣悪な環境や精神的ストレスにより体調を崩す人や生活不活発病等が増加 ○こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応ニーズの拡大 ○避難所等に対する巡回診療・健康相談等のニーズが拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○慢性疾患等への対応強化 ○医療救護隊による巡回診療等の充実強化 ○避難所等への巡回による健康相談・保健指導等 ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の受入、差配等 ○こころのケア対策、歯科診療、口腔ケアの強化 ○医療情報に関する広報の充実 ○避難所等の衛生対策、生活不活発病対策等の健康管理指導の強化
慢性期	<p>およそ1か月後 ～およそ3か月後</p> <p>避難所等は長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○直接被災や就労難等による精神症状、震災関連死が増加 ○避難生活の長期化による慢性疾患、公衆衛生、こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応ニーズが拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等の衛生対策、慢性疾患等の健康管理指導、こころのケア対策、歯科診療、口腔ケア等の充実 ○医療情報に関する広報の充実
復興期	<p>およそ3か月以降</p> <p>避難所等における診療ニーズの縮小とともに、通常診療が回復している状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等の閉鎖に伴う他都市医療救護隊の段階的撤収 	<ul style="list-style-type: none"> ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の撤収に伴う医療・保健活動の提供の縮小調整 ○地域医療の立て直しに向けた総合調整

1 救助・救命期（発災直後～超急性期）の医療・保健提供体制

(1) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害時救急病院や、医療救護隊による医療提供では対応が困難な重症者を中心に負傷者等の受入れを行います。

イ 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ちにEMISに入力します。入力が困難な場合は、その旨を市医療調整チームに報告します。

ウ 入院患者の安全の確保を行った後、いち早く負傷者等の受入れ態勢を整え、診療を開始（再開）します。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共通の目印を掲出します。

エ 重症者の搬送は、区内に限らず、最も近い災害拠点病院への搬送を原則とします。

オ 災害拠点病院は、被災地外へ転送する負傷者等及び長期的入院が必要な患者等の判別を行うとともに、広域搬送を行うにあたり県医療救護本部と連携します。また、被災状況に応じて、県DMAT統括調整本部から派遣指示されたDMATの支援を受けることがあります。

カ 都筑区内及び隣接区内の災害拠点病院とヘリコプター搬送拠点

病 院	ヘリコプター搬送拠点	
	名 称	病院からの直線距離
昭和大学横浜市北部病院	葛ヶ谷公園	1.1km
昭和大学藤が丘病院	県立市ヶ尾高校	1.3km
横浜労災病院	日産フィールド小机	0.8km

(2) 災害時救急病院（災害拠点病院以外で、災害時に負傷者を受け入れる病院）

ア 災害時救急病院は、中等症の負傷者等を中心に受入れを行います。

イ 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ちにEMISに入力します。入力が困難な場合は、その旨を区医療調整班に報告します。

ウ 入院患者の安全の確保を行った後、いち早く負傷者等の受入れ態勢を整え、診療を開始（再開）します。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共通の目印を掲出します。

(3) 仮設救護所

仮設救護所では、医療救護隊により主にトリアージや重傷者の応急救命処置を行います。

区本部長は、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、休日急患診療所及び区役所を仮設救護所として開設するため、区本部職員を派遣するなどし、施設の安全性を確認後、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て負傷者の受け入れに必要な措置を講じます。

また、被災状況等から必要と認めるときは、次の場所のうち安全な場所を選定し、仮設救護所を設置します。

ア 消防署

イ その他区本部長が特に必要と認めた場所

(4) 医療救護隊

医療救護隊は、主に仮設救護所や発災現場でのトリアージや重傷者の応急救命処置を行います。

ア 市域で震度6弱以上の地震が観測されたときは、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て速やかに医療救護隊を編成します。また、震度6弱未満であっても、負傷者が多数発生しているなど必要があると認めるときは、医療救護隊を編成することができます。

イ 市医療調整チームは、震度6弱未満の区から医療救護隊の編成について要請を受けたときは、関係団体に対し協力を要請します。

エ 区医療調整班は、負傷者の発生状況や医療機関の稼働状況等を十分に把握したうえで、

- 医療救護隊の活動場所を調整します。
- オ 医療救護隊の移動は、区本部、消防地区本部及び資源循環局事務所地区隊の車両等、考え得る全ての手段を講じて行います。
- カ 区医療調整班は、市医療調整チームに他区からの応援派遣等について要請することができます。

医療救護隊の編成基準				応急医療等の範囲
医師	看護職	薬剤師	業務調整員	医療救護隊が行う応急医療等の範囲は、原則として次のとおりとします。 1 主に仮設救護所や発災現場でのトリアージや重傷者の応急救命処置 2 打撲、挫創、挫傷、熱傷、骨折等の外傷に対する応急医療
1～2人	1～2人	1人	1人	
※ 市域で震度6弱以上が観測されたときは、速やかに編成します。 ※ 1隊5人程度で編成しますが、職種や人数にこだわることなく、状況に応じて臨機応変な編成に努めます。 ※ 緊急を要する場合においては、保健活動グループの保健師は必要に応じ、医療救護隊の看護職として医療・救護活動に従事します。 ※ 状況に応じて、他の医療関係団体、医療ボランティア等が加わります。				

- (5) 他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健師等
- ア 災害派遣医療チーム（DMAT）、日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム（JMAT）他都市医療救護隊等や、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の受入窓口は、市医療調整チームが務めます。
- イ 他都市医療救護隊、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の活動区域は、市医療調整チームが被害状況等に応じて指定します。
- ウ 市医療調整チームから指定された区に到着した他都市医療救護隊、応援保健師等は、区医療調整班の指示に基づき地域防災拠点等での定点診療や巡回診療、医療機関への応援、巡回健康相談等の保健活動等に従事します。
- エ 区医療調整班は、市医療調整チームを介することなく、区内で医療支援活動に従事する他都市医療救護隊等を把握した場合は、逐次、市医療調整チームに報告を行います。
- オ 横浜市医師会は、市内における十分な災害医療活動が実施できないと判断した場合は、十四大都市医師会の「災害時相互支援に関する協定」に基づき、他都市の医療支援チーム派遣等の支援を要請します。
- (6) 薬局
- ア 緊急持ち出し医薬品を備蓄する薬局は、区本部医療調整班から指示された休日急患診療所及び区役所等に当該医薬品を運搬し仕分けを行うなど、医療救護隊の活動を支援します。
- イ 被災を免れた薬局は、いち早く医薬品を処方できる体制を整えます。
- (7) 区医療調整班保健師
- 区医療調整班に集約された保健師は、保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、被災者の中の慢性疾患やこころのケア等の医療支援が必要な対象者を把握し、巡回診療や相談、医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。
- また、緊急を要する場合においては、保健活動グループの保健師は必要に応じ、医療救護隊の看護職として医療・救護活動に従事します。

2 急性期、亜急性期及び慢性期以降の医療・保健提供体制

- (1) 区医療調整班及び市医療調整チームは、超急性期以降も、区内で編成した医療救護隊のほか、他都市医療救護隊や多職種による医療支援チーム（こころのケア、歯科診療、口腔ケア等）の支援を受けながら、避難所における医療救護保健活動を継続します。
- (2) 市医療調整チームは、慢性疾患患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等に対する医療提供や必要となる医療資器材等の緊急調達に配慮します。また、分娩予定者に対して市内出産取扱施設をはじめ、県医療救護本部と連携して被災地外出産取扱施設の確保に取り組みます。
- (3) 区医療調整班は、日本看護協会から派遣され地域防災拠点等の避難所で活動する災害支援ナース等と連携し、保健や福祉の領域にまたがる医療活動についても対応します。
- (4) 区医療調整班の保健師等は、避難所及び在宅の巡回健康診断を実施し、被災者や要援護者の健康管理や疾病予防、福祉保健医療ニーズの把握と対応、精神保健医療チームと協力したこころのケア等を対象者の状態に合わせて提供し、健康被害の最小化に努めます。
- (5) 区医療調整班は、他都市医療救護隊等の支援状況に応じて、区内医療関係者が診療所等の復旧・復興に順次移行できるように配慮します。また、区内医療機関の復旧・復興状況を見極めながら医療救護隊の活動を徐々に縮小させるなど、区内医療体制を平常時に戻せるように調整を図ります。

なお、地域防災拠点等への医療救護活動の多くを他都市医療救護隊に委ねた場合であっても、区内の医療救護活動に係る総合調整業務は、引き続き、区医療調整班が区医師会等の協力を得て実施します。

第3節 搬送体制の確保

負傷者等の医療機関への搬送は、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送、ヘリコプターの活用等、考え得る全ての手段を講じて行います。また、市医療調整チームは、県医療救護本部と連携し、自衛隊やドクターヘリなど他機関への応援協力を要請します。

なお、県外の災害拠点病院等への広域医療搬送に限らず、収容能力を超えた災害拠点病院及び災害時救急病院が生じた場合は、市医療調整チームが県医療救護本部と連携し、受入可能医療機関及び搬送手段の確保にあたります。

1 地域医療搬送（市内搬送）

- (1) 医療救護隊で対応できない負傷者等は、最寄りの受入可能医療機関に収容します。
- (2) 区内の医療機関が収容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、区医療調整班は市医療調整チームに搬送先確保を要請します。

2 広域搬送（市外搬送）

災害拠点病院の受入状況や市内医療機関の被災状況に応じて、重症患者を被災外の医療機関に搬送する必要がある場合、市医療調整チームは県医療救護本部に派遣した業務調整員を通じて被災地外の災害拠点病院など受入医療機関を確保するなどの対策を講じます。

3 ヘリコプター搬送拠点

(1) 区内のヘリコプター搬送拠点

ヘリコプター搬送拠点	昭和大学横浜市北部病院からの直線距離	仮設救護所からの直線距離	
		都筑区役所	休日急患診療所
都田公園	2.1 k m	2.0 k m	3.5 k m
葛ヶ谷公園	1.1 k m	0.9 k m	2.5 k m
牛久保西公園	1.5 k m	1.7 k m	0.4 k m
早渕公園	2.6 k m	2.5 k m	1.9 k m

(2) ヘリコプター搬送拠点の拡充

重症患者を診療可能な医療機関や市外へ搬送するため、平成24年度に実施した「災害時医療救護体制整備事業調査業務」調査結果を基に、区内のヘリコプター搬送拠点拡充を進めていきます。

第4節 医薬品等の調達

医療救護隊が使用する医薬品等は、休日急患診療所及び区役所に備蓄した緊急持出し医薬品等を使用するほか、これが不足する場合は、以下の方法で調達します。

- 1 医療救護隊が使用する医薬品等の不足が予想されるとき、区医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市医療調整チームに報告します。
- 2 被害の著しい区に備蓄医薬品を拠出できる場合、区医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て、拠出可能な品目の名称・数量を取りまとめ、市医療調整チームに報告します。
- 3 市医療調整チームは、協定等を締結している運送業者等の協力を得て、拠出可能な医薬品等を取りまとめ、医薬品等が不足する区医療調整班の指定する場所に運搬します。

第5節 医療情報の提供

1 医療機関情報

区医療調整班は、市医療調整チームと連携し、区内の医療機関の被災状況及び診療可能状況を把握したうえで、診療可能な科目及び医療機関名等をリスト化し、随時更新します。処方可能な薬局についても同様に情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

2 在宅療養患者情報

区医療調整班は、医療調整班の保健活動グループ、医療救護隊、医療機関等から、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市医療調整チームに報告します。

第6節 こころのケア対策等

1 早期介入の重要性

震災による近親者等の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。被災者の安心のために、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）、アルコール関連問題などをはじめとするメンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健医療福祉への受診・相談方法等に関する情報を提供し、治療や支援が遅れないよう、早期から取り組む必要があります。ま

た、市職員を含めた、被災地支援の従事者への早期からの適切な情報提供も重要です。

2 こころのケアの実施

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また市職員等についても、遺体取扱いや区役所窓口での被災者対応等により、多大な精神的ストレスを受けることとなるため、市職員のこころのケアについても十分に留意します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区医療調整班は、区災害医療連絡会議等を通じて、地域におけるこころのケアに関する情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行います。

(3) 市医療調整チーム等による支援

市医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行います。また、市医療調整チームは、区医療調整班に対して、こころのケアに関する技術的な支援や協力等を行います。

第7節 歯科医療体制

災害時における歯科医療体制は、横浜市歯科医師会の協力の下に、災害の規模、負傷者の発生状況及び避難所の生活状況等に応じ、次のとおりとします。

1 情報収集

市域で震度6弱以上の地震が観測された場合は、横浜市歯科医師会内に設置される歯科医療対策本部及び情報収集班との連携を図り、速やかに区内の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。

なお、震度6弱未満であっても、被災状況等に応じて必要と認める場合、市医療調整チームは横浜市歯科医師会長に対し、同様の対応を要請します。

2 災害拠点歯科診療

市医療調整チームの要請により、横浜市歯科保健医療センター（中区相生町 6-107）において歯科診療・口腔ケア等を行います。

3 巡回歯科診療

歯科診療・口腔ケア等が必要な区に巡回歯科診療班を編成し、派遣します。

(1) 区医療調整班は、巡回歯科診療の必要がある場合は、市医療調整チームに対し巡回歯科診療班の出動を要請します。

(2) 市医療調整チームは、歯科医療対策本部に対して巡回歯科診療班の出動を要請します。

編 成 基 準	活 動
1 情報収集班（各区単位） 歯科医師 2人	1 情報収集班 地域における歯科医療機関の被災状況・患者受け入れ可能状況等の情報収集を行います。
2 巡回歯科診療班（各区単位） 歯科医師 1～2人 歯科衛生士 1～3人 必要に応じて歯科技工士等を加える	2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施する。

第8節 生活衛生

1 生活衛生広報

区本部長は、被災地や地域防災拠点等において生活衛生に関する次の事項について広報を行います。特に地域防災拠点では、地域防災拠点運営委員会を通じて避難者への周知徹底に努めます。

- (1) 食品の衛生管理（保存方法や調理方法等）
- (2) 飲料水の衛生確保（煮沸後や消毒後の飲用等）
- (3) 手洗いの励行、手指の消毒
- (4) トイレの衛生管理（消毒方法等）

2 感染症の予防と発生時の対応

区本部長は、感染症の発生を予防するため、昆虫等の防除指導やトイレ等の衛生指導を行います。

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により横浜市立市民病院へ移送します。また、同時に、拡大を防止するため、接触者の調査を行い、他の患者の早期発見、消毒指導及び広域的な対応等が必要な場合の消毒作業、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行います。

3 動物の保護収容

区本部長は、被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、区獣医師会等との連携により次の活動を行います。

避難者がペットを連れてきた場合には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

- (1) 飼い主不明動物の保護収容
- (2) 負傷動物の保護、治療、一時保管
- (3) 継続飼育が困難な動物の一時保管
- (4) 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡
- (5) 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言
- (6) その他、動物に係る相談、助言等

第7章 応援派遣等の対応

1 広域応援活動拠点

自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設は、原則として次の表のとおりとします。

なお、大規模震災災害派遣命令に基づく派遣における、師団規模の部隊の活動拠点は、三ツ沢公園、県立保土ヶ谷公園及び根岸森林公園のいずれかとし、次の表にある広域応援活動拠点を前進拠点として活用します。

項目	内容・条件等	対象施設
広域応援活動拠点	自衛隊、緊急消防援助隊などが円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点	県立荏田高校 県立新栄高校 県立川和高校

※活動拠点として使用しない場合は、避難所や物資集積所等として活用します。

2 他都市応援職員等の受入体制

他都市応援職員等を円滑に受け入れ効率的な応援活動を行うため、待機場所として区内の次の施設を指定します。

項目	内容・条件等	対象施設
他都市応援職員等の宿泊施設	他都市応援職員等が応援活動を行うための待機場所	横浜あゆみ荘

第8章 避難対策（地域防災拠点の開設・運営等）

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を災害から守るため、次により安全かつ迅速に避難活動を実施します。

第1節 避難計画

1 避難の勧告及び指示

(1) 基準

避難の勧告及び避難指示（以下、「避難勧告等」という。）は、地震発生後の災害の拡大により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、市長又は区長が実施します。

(2) 避難勧告等の実施者及び実施方法等

住民への避難勧告等は、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき区本部を構成する職員（区本部職員、土木事務所地区隊、消防地区本部、その他各地区隊など）が連携し、避難勧告等の公示、緊急速報メールの配信、広報車及び職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。

(3) 避難勧告等の報告等

ア 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、市本部に対し、避難勧告の実施日時や対象地域、対象世帯数等を無線ファクシミリ又は防災無線（ホットライン）により速やかに報告します。（解除のときも同様に報告します。）

イ 関係機関等への連絡

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、所轄警察署等関係機関にその内容を通報します。

(4) 避難勧告等の解除

区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じることがあります。

第2節 地域防災拠点の開設等

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により被災者の受け入れを行います。

なお、身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・使用については、同法に基づき対応します。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 避難場所

ア 地域防災拠点

地域防災拠点は、震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行い、また、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が、物資や情報を入手する場所です。

イ 補充的避難場所

区本部長は、避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難場所を開設します。

ウ 特別避難場所

区本部長は、必要に応じて、介護等が必要な要援護者等を受け入れる特別避難場所の開設を決定します。

(3) 避難・受入割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りによりますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(4) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。区本部拠点班、学校連絡調整者、地域防災拠点運営委員が、速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（概ね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や地域防災拠点運営委員会だけでは、避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点の開設の対応

(1) 児童生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点が開設された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員との連携を図り、児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で運営に携わります。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、「避難支援班」として拠点運営に従事することを原則とします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が協力して行います。

区本部長は、飲料水、食料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難生活、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに市本部被災者支援チームとの総合的な連絡調整を行います。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校の三者で構成されており、住民・行政・学校のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区 分	主 な 役 割
地域住民	地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロールなど
行 政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学 校	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など

(2) 避難生活の維持、管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある避難場所運営の維持に努める。地域防災拠点運営委員会の主な活動は次のとおりとします。

- ア 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置や清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区ボランティアセンターとのボランティアの受入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ ペットとの同行避難者の対応及び「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づくルールづくり
- シ その他必要事項

また、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりです。

地域防災拠点運営上の配慮すべき項目	
女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） ・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ・ 女性用物資の女性による配布 ・ 妊婦に対しての配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳スペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病*の予防、早期発見と対応 ・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援のためのスペースの確保（行動障害など） ・ 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） ・ 内部障害者の福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮
感染症患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

(3) 附帯設備の活用

ア 教室

(ア) 避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とし、職員室、校長室、保健室は使用しません。

(イ) 女性、乳幼児、高齢者、感染症患者等に配慮し、地域防災拠点運営委員会はあらかじめ概ね3教室を選定し、利用します。（建物の被害状況等により柔軟に対応。）

イ 学校に整備されている次の施設についても、地域防災拠点運営委員会が有効に活用します。

(ア) 保健室

学校職員は保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整えます。その際、教育再開時に必要な物品（児童生徒のための備品や書類など）があれば、別途保管します。

地域防災拠点運営委員会は、保健室において、傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行います。また、医療救護隊が定点診療や巡回診療を行う際には、医療

活動スペースとしても活用します。ただし、中等症以上の傷病者等については、災害救急病院等へ搬送します。

(イ) 給食室・家庭科室

給食室は、学校給食の実施に支障のない範囲で、被災市民の援助に有効活用します。家庭科室も同様とします。

(ウ) トイレ

使用可能な場合は、仮設トイレに優先します。

(エ) プールの水

防火用水、トイレ用水等に利用します。

5 補充的避難場所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難場所が不足することが明らかで、多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合、又は避難場所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を補充的な避難場所として開設します。

この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設

市立高校、避難場所未指定の小中学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり及び備蓄品等を確保します。

6 その他

自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という。）及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所（以下「任意の避難場所」という。）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

ア 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会自治会町内会等へ、その旨を連絡します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出・救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 市民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 緊急援護活動の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点又は住宅では、必要なケアが出来ないと判断される者については、特別避難場所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携、協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取組を行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会及び地域の「声かけ・見守り」のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している地域防災拠点ごとの在宅要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、在宅要援護者の安否確認、状況把握を行います。
また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、在宅要援護者の安否についての情報を収集します。

4 緊急援護の実施

- (1) 地域防災拠点での援護
 - ア 障害に応じた配慮・支援の提供
 - イ 要援護者の状況把握等
 - ウ 巡回健康相談等の保健活動
 - エ 在宅要援護者用スペース等の確保
 - オ 特別避難場所での受入れが必要な要援護者の把握
 - カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
 - キ 妊産婦・母子の健康維持等
 - ク その他必要な援護
- (2) 在宅要援護者等への援護
 - ア 在宅要援護者の状況把握
区本部援護班は、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認、状況把握を行います。
また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。
 - イ 在宅要援護者の支援活動
区医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。
- (3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援
区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービ

ス、巡回訪問指導、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 特別避難場所の開設及び運営

1 特別避難場所の開設及び運営

特別避難場所の施設管理者は、発災後速やかに、特別避難場所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における特別避難場所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、特別避難場所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受け入れが十分でないときは、市民利用施設を特別避難場所として開設し、要援護者を受け入れます。

特別避難場所の開設は、施設職員及び区本部避難者・駅対応班、援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受け入れの決定

特別避難場所での受け入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定します。

(1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を入所させることを原則とします。

(2) 入所型の社会福祉施設等は、重度の要援護者を対象とし、本人の受け入れを原則とします。

(3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、家族を含めた受け入れを原則とします。

(4) 区内の施設だけでは、受け入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入施設の調整を健康福祉局（地域福祉保健班）に要請します。

3 要援護者等の特別避難場所

(1) 高齢者

地区センター(区本部支援施設となった施設を除く)、地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設

(2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、特別支援学校等の施設のうち区本部長が指定する施設

(第7部：資料編 資料06「都筑区特別避難場所一覧」 参照)

第9章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警察本部及び各警察署に警備本部を設置し、指揮体制を確立し、警察署警備本部と区本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報の収集・連絡
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (4) 無人化した商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

また、交通規制状況を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両及び現場警察官による広報を積極的に実施します。

第10章 緊急輸送対策

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路（緊急交通路含む。）等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建築業防災作業隊（以下「作業隊」という。）は、市域に震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、都筑土木事務所地区隊（以下「土木地区隊」という。）に被害状況を報告します。

土木地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

土木地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路部(情報収集班)に報告します。

(3) 道路啓開の実施

都筑土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

道路啓開を行う路線については、第7部：資料編 資料 09「都筑区緊急巡回・点検路線図」参照。

2 都筑区の緊急交通路指定想定路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が次の道路を指定しています。

- (1) 第3京浜
- (2) 国道246号線

- (3) 県道 12 号（横浜生田線）
- (4) 県道 13 号（横浜上麻生線）
- (5) 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

区本部長は、輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部本部運営チームに調達を要請します。その際、通常の方法により燃料が確保できない場合は、協定企業に対し供給協力を要請します。

また、輸送に使用する車両が不足すると見込まれたときには、輸送関係協定締結企業と連絡調整を行い、輸送手段の確保に努めます。

2 緊急通行車両の確認

大地震が発生した場合の交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交通路において、緊急通行車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限されるため、災害応急対策に使用する車両については、平時から緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておきます。

なお、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。

第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長は捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応します。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する県警とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定

期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一部保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

区長は、あらかじめ都筑スポーツセンターを遺体安置所として指定します。

なお、必要に応じて他の施設を確保します。

項目	内容	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	都筑スポーツセンター

(3) 遺体安置所の開設・運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、応援派遣等の支援を行います。

ウ 平時から各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう遺体情報については、市本部で一元的に管理し、市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署または直近の警察官に通報します。

(2) 遺体の搬送

遺体は、警察等関係機関と協力し区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、警察による検視及び医師による検案終了後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、納棺します。

(4) 身元確認と遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 区本部長は、身元不明遺体については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。

第3部：応急対策 第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、協定に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第12章 物資等の供給

第1節 応急給水

水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、給水車等による運搬給水を行います。その後、緊急給水栓からの給水を行うとともに、速やかに復旧工事を行い各戸給水まで回復させます。また、プールの水、井戸水等も生活用水として利活用を図ります。

1 水道局が行う応急給水

直接給水できる主な応急給水拠点は、次のとおりです。

- (1) 配水池
- (2) 災害用地下給水タンク
- (3) 緊急給水栓

2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布
- (2) 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水
- (3) 災害用地下給水タンクに緊急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 緊急給水実施場所の案内
- (6) ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整（住民、ボランティアへの応援依頼）
- (7) プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活用水として使用。ただし飲用不可）

第2節 物資の供給

震災により住家等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

- (1) 発災直後から概ね3日間
発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握、又は区本部及び避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部は要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します。（プッシュ型供給）
- (2) 発災から4日目以降
区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。
市本部は、区本部からの要請に基づいて、物資を避難所等に供給します。（プル型供給）

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者とします。

3 物資の確保と配分

- (1) 非常用備蓄の優先
市民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先とします。
- (2) 地域防災拠点の備蓄利用
地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。
- (3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給
地域防災拠点等の物資に不足が生じた場合、市本部は、協定に基づく物流業者に、区役所及び方面別備蓄庫等に備蓄している物資の輸送を要請します。

(4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力することとします。物資配布の優先順位は次のとおりです。

- ア 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども
- イ 地域防災拠点の避難者
- ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
- エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、備蓄物資が不足する場合は、被災者数を集計し、必要な物資の品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施します。

また、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

第13章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

- (1) し尿
地域防災拠点等の仮設トイレのくみ取りし尿
- (2) 災害ごみ
家庭、事業所、地域防災拠点等から排出される解体廃棄物及び津波堆積物以外のもの（通常時の家庭系ごみ及び事業所系ごみを除く。）
- (3) 解体廃棄物
損壊した建物等の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等
- (4) 津波堆積物
津波によって堆積したもの

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、優先して「仮設トイレの設置」「水洗トイレ機能の確保」を行います。くみ取り等のし尿処理は発災2日目以降、家庭ごみの収集は発災4日目以降順次開始します。

なお、解体廃棄物、津波堆積物の処理については、復旧・復興期に対応します。

第2節 トイレ対策

1 地域防災拠点における対応

災害時のトイレの設置、あるいは学校の既存トイレの使用にあたっては、できるだけ男性用と女性用を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水や水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、協定業者の協力を得て補修し、利用します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置

災害時に下水配管が損傷した場合は、既設トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレ（くみ取り式）を利用します。また備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は、備蓄トイレパックを利用します。

ア 備蓄トイレパックは既存トイレの便器にセットし利用します。

また、既存の和式トイレの便器には備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。

（トイレパック：汚物をビニール袋に入れ、凝固剤で固め燃やすごみとして処理します。）

イ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。



(3) 仮設レンタルトイレの配備

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧の見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を資源循環局に報告します。

2 仮設トイレの管理

(1) 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点の運営委員会が行います。

(2) 運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

3 し尿くみ取り対策

地域防災拠点のくみ取り作業は、災害発生後2日目から開始し、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止します。

第3節 ごみ対策

災害時において、家庭系ごみの収集は原則として72時間以降に開始します。収集にあたっては、避難者の衛生環境を良好に保つため、地域防災拠点等を最優先で実施します。

なお、ごみの分別については、平常時と同様とします。

第14章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 校長は、地震発生後、直ちに、児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 校長は、児童生徒の預かり、引き渡しについては、原則として次のとおりとします。

(ア) 小学校・中学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

校長は、参集した教職員に、児童生徒の安否及び被災状況を確認させるとともに、人員不足が想定される地域防災拠点の運営等の支援をさせます。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブの避難行動

学校管理下での「児童生徒の預かり（留置き）」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。土曜日や長期休業中など、教職員がいないことが想定される場合についての対応は、あらかじめ学校と取り決めをしておきます。

(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。また、避難場所に、保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり（留置き）」を原則とします。

3 被害状況の報告

学校長は、地震発生後、速やかに学校施設、設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を教育長及び区本部長に報告します。

4 発災後の休校期間

市域で震度5強以上の地震が1箇所でも観測された場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害状況・拠点の開設状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開

学校長は、学校教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して「学校再開準備班」を設置し、避難住民や地域住民などと、必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、発災後の保育の早期再開のため、保育士など職員の適切な配置に努め、私立保育園の被害状況や、市内の被害状況から、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

第15章 災害ボランティア活動

第1節 専門的ボランティアの活動

専門的ボランティアの区分に応じた担当部署、受入窓口等については次のとおりです。

No.	区分	担当部署	受入窓口	対応
1	応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務 (医療関係者(医師・歯科医師・看護師・薬剤師・保健師・助産師・社会福祉士等) ※保健・福祉・衛生 こころのケア 高齢者・障害者の看護含む	健康福祉局 救急・災害医療課 (福祉保健課・こころの健康相談センター・高齢健康福祉部・障害福祉部)	健康福祉局医療政策室 (市医療調整チーム)	医療関連については、市医療調整チームが、受入れ調整を行う。
2	①手話	健康福祉局 障害福祉課	健康福祉局 障害福祉課	手話通訳ができるボランティアに協力を依頼する。
	②要約筆記通訳(日本語)			
3	理容師・美容師	健康福祉局 健康安全課	健康福祉局生活衛生課	横浜市理容連合会及び横浜市美容組合連絡協議会を通じて、理容師・美容師にヘアカット等の協力を依頼する。
4	①獣医師 ②動物愛護団体等 (ペットの保護収容・移送等)	健康福祉局 動物愛護センター	動物愛護センター	横浜市獣医師会等が中心となって運営する横浜市動物救援本部への獣医師等のペットの医療・飼養関係従事者の受入調整を行う。
5	児童福祉施設等(保育士・放課後キッズクラブ・学童クラブの専門職含む)	こども青少年局 こども家庭課 障害児福祉保健課 保育運営課 放課後児童育成課	こども青少年局 こども家庭課 障害児福祉保健課 保育運営課 放課後児童育成課	原則、国・地方自治体等からの応援で対応する。
6	アマチュア無線技士等	総務局危機管理室 情報技術課	各区本部	横浜市アマチュア無線非常通信協力会を通じて、通信の協力を依頼する。
7	外国語支援 (通訳・翻訳)	政策局 国際政策課	横浜市外国人震災時情報センター ※横浜市国際交流協会(YOKE)内	外国語のできるボランティアに、通訳・翻訳を依頼する。 (第2部第6章第6節参照)
8	震災(被災)建築物 応急危険度判定士	建築局 建築企画課	建築局建築調査班	(第2部第6章第6節参照)
9	被災宅地危険度判定士	建築局 宅地企画課	建築局宅地調査班	(第2部第6章第6節参照)

第2節 一般ボランティアの活動支援

1 ボランティア窓口の設置

区本部長は、震災発生後、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、職員を配置し、ボランティアの対応窓口（区災害ボランティアセンター）を設置します。

なお、窓口を設置したときは、区本部長は直ちに市民局長に対応窓口の場所及び連絡先を報告します。

2 区災害ボランティアセンター

ボランティア希望者の受入れや被災者からのニーズ等との調整については、区災害ボランティアセンターで行います。

3 ボランティアが活動しやすい環境の確保

(1) 区災害ボランティアセンター用施設の提供

区本部長（ボランティア班）は、区社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーターに対し、速やかに都筑図書館を区災害ボランティアセンターとして提供するとともに、本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整します。

(2) ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供

区本部長は、応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのボランティアニーズ等を把握し、全国のボランティアに対して、災害ボランティアセンターや市のホームページで、被災地の状況等とあわせて的確な情報を提供します。

第16章 公共施設等の応急対応

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに火災防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を区本部に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに区本部に報告します。

第2節 土木施設の応急対応

土木地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。

第17章 津波対策

都筑区における津波被害については、横浜市で最も大きな津波が想定されている慶長型地震でも被害はないとされていますが、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、全職員が区役所に参集し、他区の応援対応などを行います。

【参考】

1 横浜市の津波に対する防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

津波予報の発表があった場合の防災体制は、次のとおりです。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき	市本部	区本部
大津波警報が発表されたとき		

(2) 災害対策本部等の廃止

- ア 津波注意報、津波警報及び大津波警報解除が発表されたとき
- イ 津波による被害の応急対策が概ね完了したとき

(3) 災害対策本部の構成区局

全区局を対象とします。

(4) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	政策局、総務局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

2 津波警報及び大津波警報発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報及び大津波警報が発表され、市域に震度5強以上の地震が観測されていない場合は、避難の勧告、指示を行うため、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に動員し、災害対応を行います。

この際、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区の8区は、津波情報等の収集や避難の勧告、指示などの災害対応を行います。

第18章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気・ガス・電話施設の応急対策

1 東京電力(株)

地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握して速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

項目	主な対応措置
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害対策本部の設置 震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、支店に非常災害対策本部を、支社及び各営業所に非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。 2 電力供給継続の原則と危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 3 電力の融通 災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。 4 関係機関との連携 市（区）災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。
応急対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。 2 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。 3 防災上の重要拠点に対する電力供給は、震災状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うが、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等に対しては、優先的に送電する。 4 被害の状況等を勘案し、復旧応援隊の編成・出動をさせる。
広報対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気による二次災害防止の注意喚起 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。 (2) 感電事故の防止（垂れ下った電線には絶対触れない等） (3) 漏電等による出火防止（冠水した屋内配線、電気機器等は使わない） (4) 電気器具のコンセントを抜く。 2 被害状況及び復旧見通し等
復旧資材の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は速やかに確保する。 2 復旧資材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行うが、不足する場合は他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。 3 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。

2 東京ガス(株)

項目	主な対応措置
基本方針	<p>1 非常災害対策本部・支部の設置 非常事態が発生した場合、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策活動を行う。</p> <p>2 関係機関との連携 市（区）災害対策本部へ要請に基づき、協議のうえ必要に応じて職員を派遣又は通信手段を活用し、関係機関等と連携を図る。</p>
応急対策	<p>1 情報の収集 災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況および復旧状況を迅速・的確に把握する。</p> <p>2 災害時における応急工事 非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止する。</p> <p>3 危険予防措置 ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、非難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>4 復旧作業の実施</p> <p>(1) 製造設備の復旧作業 被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。</p> <p>(2) 供給設備の復旧作業 供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。</p> <p>ア 高・中圧導管の復旧作業 ①区間遮断 ②漏えい調査 ③漏えい箇所の修理 ④ガス開通</p> <p>イ 低圧導管の復旧作業 ①閉栓作業 ②復旧ブロック内巡回調査 ③被災地域の復旧ブロック化 ④復旧ブロック内の漏えい検査 ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 ⑥本支管混入空気除去 ⑦灯内内管の漏えい検査および修理 ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検） ⑨開栓</p>
広報対策	<p>1 広報活動 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。</p> <p>2 広報の方法 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。</p>

3 東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ

項 目	主な対応措置
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 震災が発生した場合、災害対策本部を設置し、速やかに被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。 2 重要通信の確保 緊急通信、非常通信を行うことを要する防災関係機関の通信を優先的に確保する。(災害時優先電話) 3 関係機関との連携 市本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。
通信の確保対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 NTTの通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器(移動電源車、移動無線車、衛星通信車載車、応急ケーブルなど)を配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたる。 2 避難場所へ特設公衆電話の設置に努める(東日本電信電話(株)) 3 防災関係機関へ携帯電話の貸出し(株)NTTドコモ) 4 災害救助法が適用される規模の災害等発生時においては、公衆電話の無料化を実施する。(東日本電信電話(株)) 5 電気通信設備の点検 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の巡回・点検及び措置 (2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備 (3) 資機材の点検、確認及び輸送の確保 6 応急措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時回線の作成 (2) 中継順路の変更 (3) 規制等そ通確保 (4) 特設公衆電話の設置 (5) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害伝言版「web171」の開設(東日本電信電話(株)) (6) iモード災害用伝言板の開設((株)NTTドコモ) (7) その他必要な措置
広報対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等 2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由 3 利用制限をした場合の代替となる通信手段 4 利用者への協力をお願い <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要通信の優先について (2) 各家庭等での電話機の点検(地震による揺れで受話器が外れていないか) (3) 災害用伝言ダイヤルの開設について(東日本電信電話(株)) (4) iモード災害用伝言板の開設について((株)NTTドコモ) 5 その他必要事項

第2節 鉄道機関の応急対策

1 鉄道機関の運行規制の内容等

機関名/項目		運行規制の内容、乗務員の対応、その他の措置等	
市営地下鉄	運行規制の内容	地震の規模	運転規制の内容（総合司令所長の取扱い）
		震度4	<ol style="list-style-type: none"> 1 全列車に25km/h以下の注意運転を指示する。 2 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
		震度5弱	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急地震速報受信又は震度5弱の地震が発生した場合は、全列車自動停止する。 2 震動停止後、各列車の乗務員に先行列車の位置まで、25km/h以下の注意運転を指示する。 3 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
	震度5強以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急地震速報受信又は震度5強以上の地震が発生した場合は、全列車自動停止する。 2 施設区長及び電気区長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。 	
	乗務員の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅間に停止した列車は、総合司令所長から、最徐行による注意運転の指令を受けて次の駅に停止させる。 2 送電停止により駅間に停止した場合、総合司令所長に報告し、指示を受ける。 3 停電等の理由により、長時間にわたって運転再開不能となった場合で、総合司令所長から、乗客を避難誘導する旨の指令があった時は、乗客を最寄り駅に誘導する。 4 乗務員は、旅客に対して車内放送等により地震情報と列車の運転状況等を案内し、旅客の動揺、混乱を防止する。 	

2 鉄道機関の行う応急活動

鉄道機関	主な応急活動
市営地下鉄	<p>震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 負傷者の応急救護 3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者等を優先する)、混乱防止と輸送状況の広報 4 出火防止及び初期消火 5 線路、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 6 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 7 応急輸送活動

第4節 バス輸送機関の応急対策

バス機関	運転中の対応/応急活動
市営バス 東急バス(株) 神奈川中央交通(株)	<p>[運転中の対応]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転士は、地震を覚知したときは直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させ、エンジンを止め車内乗客に対し、冷静な行動を呼びかける。 2 バスを停車させる場合、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、がけ崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下その他危険と思われる場所は、極力避ける。 また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認のうえ、その旨を乗客に告げる。 3 車両への防災上必要な措置 <p>[応急活動]</p> <p>震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 負傷者の救出救護 3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先する。)、混乱防止 4 出火防止及び初期消火 5 車両、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 6 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 7 応急輸送活動

第4部：復旧・復興対策

第1章 市民生活の安定・復旧

第1節 被災者の生活援護

復興を支援するための各種支援制度について、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援の実施に努めます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問合せ、相談、要望等に対応します(発災後4日目以降)。

区本部長は、区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等

区本部長等は、被災者等に対して、次の弔慰金等の支給・貸付等を行います。

名 称	対 象 者	種 別
災害弔慰金	遺族	支給
災害障害見舞金	精神又は身体に著しい障害を受けた者	支給
災害援護資金	家財等に被害のあった者（災害救助法の適用あり）	貸付
生活福祉資金	低所得世帯（災害救助法の適用に至らない災害時）	貸付
災害見舞金・弔慰金※	被災者又はその遺族	交付

※災害弔慰金が支給された場合には、弔慰金は交付しません。

3 義援金の受付、配分

健康福祉局長は、震災に伴い義援金を募集する必要があるとき及び義援金配分方法を決定するときは、「義援金募集配分委員会」を開催します。

義援金の受入れは、健康福祉局で行い会計室長が保管します。義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」に沿って、「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で迅速かつ適正に配分します。

4 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

（第7部：資料編 資料16「市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等」参照）

第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第23条に定める救助の収容施設の一つであり、原則として、県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力します。

なお、災害救助法第30条の規定により、県知事が直接設置することが困難な場合には、応急仮設住宅の建設を市長に委任することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設し、供与します。

また、応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅と借上仮設住宅（みなし仮設住宅）によるものとします。

(1) 横浜市に委任を通知された場合の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理及び入居者支援等を行います。

2 入居者の選定等

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者としてします。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者並びに要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに市が行います。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

4 住宅の応急修理

災害救助法が適用され住宅の応急修理が必要となった場合は、神奈川県が関係団体との協定に基づき住宅の応急修理を行います。

区本部長は、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告し、建築局長は、市内の申込みを集計し、県に依頼します。

第2章 被害認定調査とり災証明

区本部長は、「震災時の被害認定（火災を除く）及びり災証明発行の手引き」に基づき、被害認定調査及びり災証明の発行を行います。

第1節 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査、発災後概ね4日目以降から、り災建物を個々に調査する第1次調査、概ね20日目以降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行って調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

第2節 り災証明

り災証明は、災害救助法及び被災者生活再建支援法や市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被災者の救済を目的として発行します。発災後概ね20日目以降から、住家のり災証明を優先して発行します。

第3節 被害認定調査及びり災証明の分担

被害認定調査及びり災証明は、次の分担で行います。

区 分	被害認定調査担当部署	証明権者
火災・消火損	消防地区本部	都筑消防署長
倒壊建物等	区本部	区 長

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を生かした復興を行い、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

発災後、速やかに復興体制を整えるため、市長を本部長とする震災復興本部を設置し、震災復興事業実施の総合調整を行います。

第5部：帰宅困難者対策

第1章 帰宅困難者対策の推進

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、駅や集客施設、繁華街等（以下「駅等」という。）では多数の滞留者や帰宅困難者の発生が予想されます。新たな被害想定（平成24年10月）において、都筑区では約34,000人の帰宅困難者が発生すると予想されています。

帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広く周知するとともに、区内主要駅（横浜市営地下鉄センター北駅及びセンター南駅）等における混乱防止対策を推進します。

第2章 帰宅困難者事前対策

1 都筑区災害対策連絡協議会帰宅困難者対策部会による対策の推進

都筑区では、鉄道事業者、バス事業者、帰宅困難者一時滞在施設、警察署、消防署、区役所等を構成員とする都筑区災害対策連絡協議会帰宅困難者対策部会において、定期的に部会の開催による情報共有や帰宅困難者対策訓練を実施するなど、平常時から連携強化を図り、帰宅困難者対策を推進します。

2 帰宅困難者の発生抑制

(1) 企業等の事業者への啓発

帰宅困難者の発生を抑制するためには、帰宅困難者の約8割を占めると想定される通勤者及び通学者への対応が重要です。

区長は、大規模商業施設や保育所などの通所型の福祉施設、その他の事業所等に対して、個人や事業所が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」（71ページ参照）を周知し、交通機関途絶時の従業員の留置きやそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等を啓発し、帰宅困難者の発生抑制対策に取り組みます。

(2) 市民への啓発

基本原則である「むやみに移動を開始しない」という理念を広く広報するとともに、日頃から家族等との安否確認手段の確認や、徒歩帰宅に備えて、帰宅経路の確認や帰宅グッズの準備などの事前対策について啓発します。

【主な帰宅グッズ】

- ・ 帰宅地図
- ・ 動きやすい服、スニーカー
- ・ 携帯ラジオ
- ・ 簡易食料（チョコやキャラメルなど）、飲料水
- ・ 携帯電話のバッテリー、充電器
- ・ 懐中電灯
- ・ 雨具、タオル

3 帰宅困難者への支援

(1) 帰宅困難者一時滞在施設の指定

区長は、地震により大勢の滞留者の発生が予測される区内主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」（以下「一時滞在施設」という。）を指定しています。今後も、民間事業者の協力を得ながら一時滞在施設の拡充に努めます。

一時滞在施設では、定期的に備蓄品の点検や「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」の取扱い研修などを実施し、災害時の帰宅困難者の受入れに備えます。

(2) 帰宅困難者用の物資の備蓄

帰宅困難者への支援物資として、区役所及び一時滞在施設等に水、食料、アルミブランケット、トイレパックを備蓄します。また、企業等の事業者は、従業員等を留め置くために、3日分の備蓄の確保に努めます。

(3) 帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』

横浜市では、災害発生時に、一時滞在施設の開設状況などを、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。

【帰宅困難者一時滞在施設（区内）】

	場所	備蓄品目	数 量	備 考
1	都筑公会堂	ビスケット	640 食	最寄駅：センター南駅
		水缶	600 缶	
		トイレパック	600 個	
		アルミブランケット	600 個	
2	横浜市歴史博物館	ビスケット	640 食	最寄駅：センター北駅
		水缶	504 缶	
		トイレパック	1,000 個	
		アルミブランケット	600 個	
3	都筑地区センター	ビスケット	320 食	最寄駅：都筑ふれあいの丘駅
		水缶	264 缶	
		トイレパック	400 個	
		アルミブランケット	360 個	
4	中川西地区センター	ビスケット	160 食	最寄駅：中川駅
		水缶	120 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
5	仲町台地区センター	ビスケット	160 食	最寄駅：仲町台駅
		水缶	96 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
6	北山田地区センター	ビスケット	160 食	最寄駅：北山田駅
		水缶	96 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
7	JXホールディングス株式会社 社員研修センター	ビスケット	160 食	最寄駅：仲町台駅
		水缶	48 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
8	東京都市大学 横浜キャンパス	ビスケット	320 食	最寄駅：中川駅
		水缶	264 缶	
		トイレパック	400 個	
		アルミブランケット	360 個	

第5部：帰宅困難者対策 第2章 帰宅困難者事前対策

9	中央大学附属横浜 中学・高等学校	ビスケット	640 食	最寄駅：センター北駅
		水缶	504 缶	
		トイレパック	600 個	
		アルミブランケット	600 個	
10	横浜国際プール	ビスケット	4,640 食	最寄駅：北山田駅
		水缶	4,632 缶	
		トイレパック	4,800 個	
		アルミブランケット	4,680 個	

一斉帰宅抑制の基本方針

＜基本的考え方＞

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があります。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底します。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等(官公庁や団体も含む。以下同じ。)は一斉帰宅抑制に努めます。

＜具体的な取組＞

(従業員等の待機・備蓄)

首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

また、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めます。

(大規模な集客施設等での利用者保護)

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めます。

(従業員等を待機させるための環境整備)

従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めます。

(事業継続計画等への位置づけ)

BCP(事業継続計画)等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知することに努めます。

(安否確認)

首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知することに努めます。

(訓練)

首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うことに努めます。

(平成 24 年 4 月横浜市策定)

第3章 震災時の帰宅困難者対策

第1節 市民の対応

「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、その場に留まり時差帰宅を心がけます。

第2節 区本部の対応

区本部長は、区内主要駅等に避難者・駅対応班を派遣し、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、帰宅困難者に対し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施するとともに、ホームページやツイッター等を活用した一斉帰宅を抑制する呼びかけを行い、帰宅困難者の発生を抑制します。

第3節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行います。また、必要に応じて、徒歩帰宅者への情報提供や、駅周辺事業者、警察、区本部等と連携して、一時滞在施設への案内等を行います。

2 バス事業者の対応

バス事業者は、利用者の安全確保を図るとともに、帰宅困難者等に対して運行状況、鉄道に乗り継ぎ可能な路線等に係る情報を広報します。また、区本部等と連携して、代替輸送手段の確保を実施します。

3 警察、消防の対応

駅周辺等の安全を確保するため、必要に応じて、区本部や鉄道事業者等と連携して、滞留者を一時滞在施設へ誘導します。

4 企業等の事業所の対応

企業等の事業所は、帰宅困難者の発生を抑制するために、従業員の施設内待機を図り、災害関連情報や公共交通機関の運行状況等の情報を提供するとともに、必要に応じて備蓄物資を提供します。

また、「共助」の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受入れに努めます。さらに、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

5 学校等の対応

学校等は、児童・生徒等の安全を確保しつつ、児童・生徒の留置き又はあらかじめ定められた方法により保護者への引き渡しを行います。

第4節 一時滞在施設の開設

区本部長は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、一時滞在施設の管理者に対して開設を依頼し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等を実施してもらいます。

一時滞在施設の管理者は、区本部と連絡が不能の場合は、施設管理者の判断で開設します。

一時滞在施設の開設期間の目安は、翌朝までとし、状況に応じて2日目(発災翌日)は区に1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。

第5節 徒歩帰宅者への支援

長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対しては、自宅に帰るための支援が必要になります。ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等は、徒歩帰宅者の支援拠点として水道水、トイレ、災害関連情報の提供等を行います。

また、区本部長は、必要に応じて幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設します。



[災害時帰宅支援ステーションステッカー](#)



[災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー](#)

第6部：東海地震事前対応計画

第1章 警戒宣言の発令

第1節 基本方針

大規模地震対策特別措置法の規定により「東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」として、神奈川県下では、茅ヶ崎市以西の19市町村が指定を受けています。

横浜市は指定地域外とされていますが、東海地震発生時には震度4～6弱程度の揺れが予想されることから、「強化地域」に準じた対応を行います。

第2節 東海地震に関する情報の種類

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」及び内閣総理大臣が発令する「警戒宣言」等の情報は次のとおりです。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）

この情報は、東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合に発表されるもので、これを受け情報収集連絡体制をとります。

なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合には、安心情報である旨を明記して発表されます。

2 東海地震注意情報

この情報は、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表されるもので、これを受け準備行動開始の意志決定等の対応をとります。

また、東海地震発生のおそれなくなったと認められる場合はその旨が発表されます。

3 東海地震予知情報

この情報は、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表されます。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められる場合は、その旨が発表されます。

4 警戒宣言

内閣総理大臣が、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときに、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発します。

第2章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震注意情報が発表された場合、横浜市及び防災関係機関は、速やかに警戒宣言発令に備えた体制を確立します。

第1節 警戒活動体制

1 区警戒本部の設置

区長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、東海地震警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置します。

(1) 組織構成

ア 区警戒本部長

副区長をもって充てます。

第6部：東海地震事前対応計画 第2章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

イ 構成

副区長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局地域サービスセンター及び消防署をもって構成します。

(2) 区警戒本部会議

ア 区警戒本部会議開催

区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催します。必要と認めるときは、構成する所長又は消防署長に対し、情報収集・伝達のための職員の派遣を要請します。

イ 職員の派遣

区警戒本部を構成する所長又はセンター長又は消防署長は、区警戒本部長からの要請又は必要と認めるときは、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に派遣します。また、区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集します。

ウ 関係者の出席

区警戒本部長は必要に応じて区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。

(3) 主な対応

ア 主な対応

- (ア) 区庁舎内に区警戒本部を設置します。
- (イ) 東海地震注意情報に関する情報収集・伝達
- (ウ) 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握
- (エ) 発災時の対応要領の検討（区本部設置準備）
- (オ) その他必要な措置

イ 構成署所等の対応

所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策準備の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報します。

第6部：東海地震事前対応計画 第2章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

(4) 区東海地震警戒本部の事務分掌

区警戒 本部長	事務分掌		
副 区 長	区警戒本部副本部長（総務課長） 1 区警戒本部長の補佐に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事 3 駅の混乱防止に関する事		
	区役所	情報連絡責任者（総務課長兼務） 1 東海地震注意情報等に関する事 2 市警戒本部等との連絡、調整に関する事 3 区警戒本部長命令に関する事 庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関する事 2 職員の配備・動員の伝達に関する事 3 車両等資機材の点検・確保や配置等に関する事 4 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事 5 地域防災拠点・医療活動拠点（休日急患診療所等）の点検・確認に関する事 6 所管施設の点検・管理保全に関する事 7 他の担当の所管に属さない事 情報収集担当 1 東海地震注意情報等の受伝達に関する事 2 住民情報等に関する事 3 その他情報の集約に関する事 4 通信機器等の点検・確保に関する事 広報担当 1 東海地震注意情報等の広報に関する事 2 局出先機関等との広報に係る連絡・調整に関する事	
		資源循環局 事務所	収集車による広報に関する事
		土木事務所	1 パトロール車による広報に関する事 2 応急活動準備に関する事 3 必要資機材の点検・確保に関する事
		水道局地域 サービスセ ンター	1 広報車による広報に関する事 2 応急給水活動準備に関する事 3 必要資機材の点検・確保に関する事
		消防署	1 地震警戒消防地区本部の運営、庶務に関する事 2 必要資機材の確認等、出場準備に関する事 3 消防水利の点検・確保に関する事 4 事業所等への指導に関する事 5 消防車等による広報に関する事 6 地震警戒消防本部との連絡等に関する事

2 区警戒本部の廃止

東海地震発生のおそれなくなった旨の東海地震注意情報が発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第2節 職員の配置と動員

市警戒本部長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、警戒本部の設置にあたり、原則として「警戒配備」を発令します。

1 勤務時間内の配備体制

区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた動員対象職員を各班に配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。

2 勤務時間外の動員体制

(1) 区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた所属職員を動員させ、各班に配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。

(2) 警戒配備の動員対象職員には、東海地震注意情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に所属職場に動員し、必要な任務を遂行します。

第3節 東海地震注意情報発表時の措置

1 広報活動

区警戒本部長は、東海地震注意情報に伴うさまざまな社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、広報車、区ホームページ等を活用して行います。

2 関係機関との協力体制

区警戒本部長は、東海地震注意情報の発表に伴い混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生したときは、警察、消防、鉄道機関、バス機関、その他関係機関と協力してこれらの混乱の防止又は収拾を図ります。

3 地域防災拠点の備蓄資機材の点検・確認

区警戒本部長は、警戒宣言の発令に備えて、必要に応じて地域防災拠点へ連絡要員を派遣し、資機材の点検・確認を行います。この際、学校長等は、児童生徒等の安全確保の支障にならない範囲で積極的に協力します。

4 医療救護対策

区警戒本部長は、区医師会と調整し、医療救護活動への準備など警戒宣言に備えた応急活動準備を実施します。

第3章 警戒宣言発令時対策

警戒宣言が発令された場合、被害防止のための緊急措置の実施、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のための体制の確保、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止等の措置を講じる必要があります。

第1節 区災害対策本部の設置

1 区本部の設置

区長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置し、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区内の防災関係機関に通報します。

警戒宣言発令時は、「全員配備体制」となります。

2 災害対策本部の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、区本部長は区本部を廃止します。

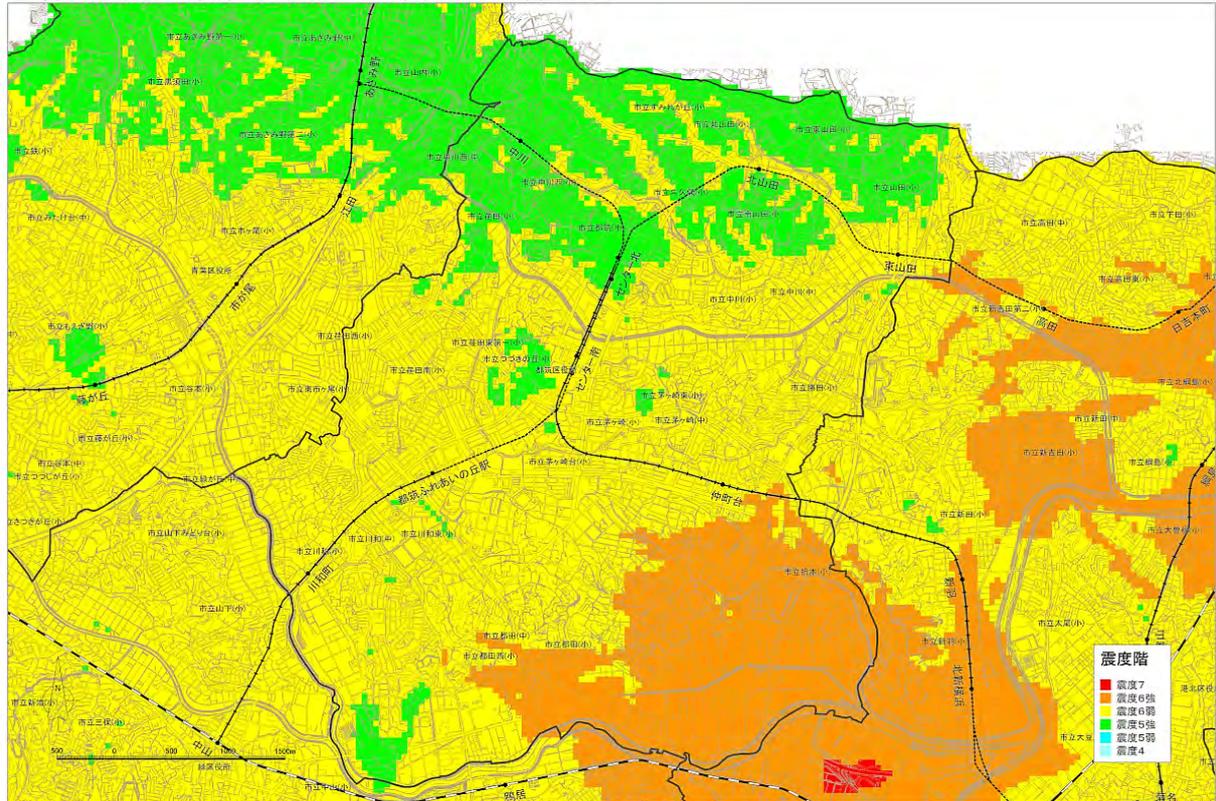
第7部 : 資料編

資料01	各種ハザードマップ.....	82
資料02	都筑区災害備蓄物資一覧.....	86
資料03	都筑区応急給水拠点一覧.....	89
資料04	都筑区災害応急用井戸一覧.....	90
資料05	都筑区地域防災拠点一覧.....	92
資料06	都筑区特別避難場所一覧.....	93
資料07	都筑区広域避難場所一覧.....	95
資料08	都筑区本部長代理順位.....	96
資料09	都筑区緊急巡回・点検路線図.....	97
資料10	よこはま地震防災市民憲章.....	97
資料11	家庭内での地震に備えた事前対策.....	100
資料12	都筑区災害対策連絡協議会設置要綱.....	102
資料13	都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則.....	105
資料14	都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌.....	107
資料15	情報収集・伝達の原則.....	113
資料16	市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等.....	114
資料17	関係機関一覧.....	115

資料01 各種ハザードマップ

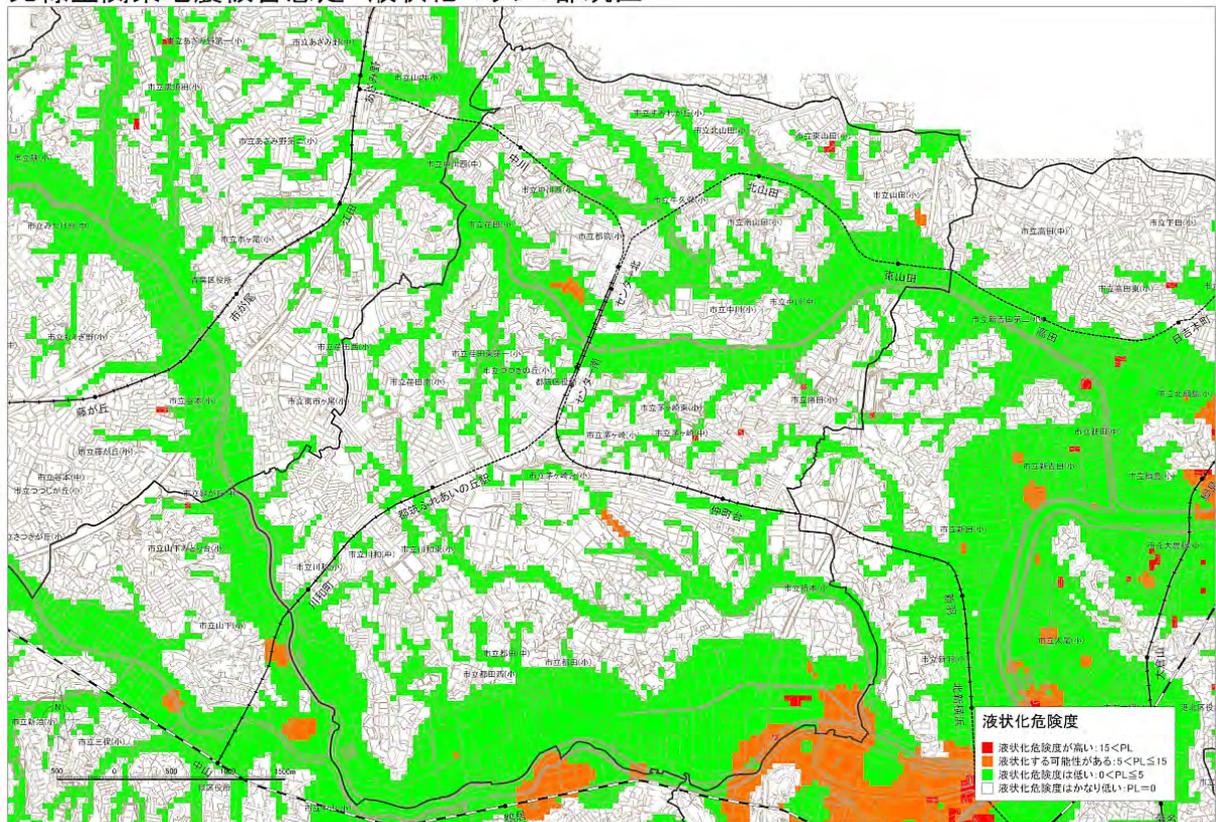
(1) 元禄型関東地震

元禄型関東地震被害想定 地震マップ:都筑区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

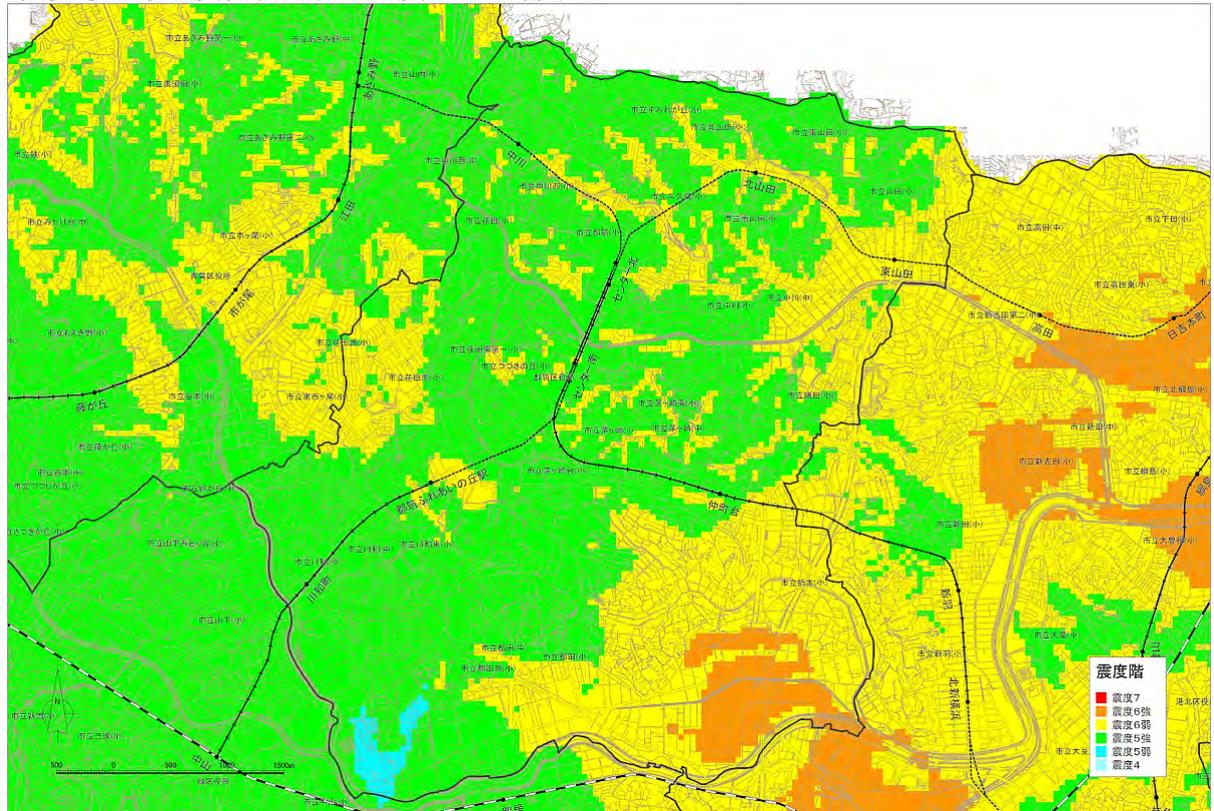
元禄型関東地震被害想定 液状化マップ:都筑区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

(2) 東京湾北部地震

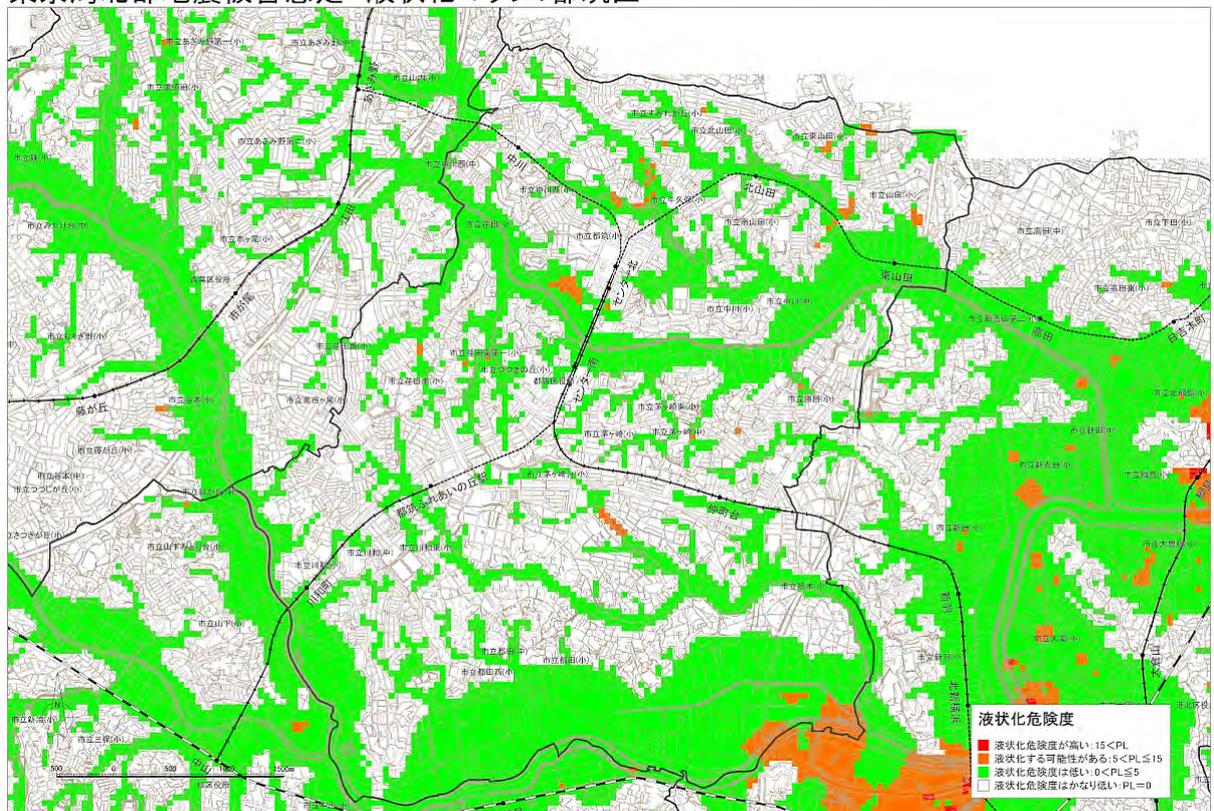
東京湾北部地震被害想定 地震マップ:都筑区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

1:27000

東京湾北部地震被害想定 液状化マップ:都筑区

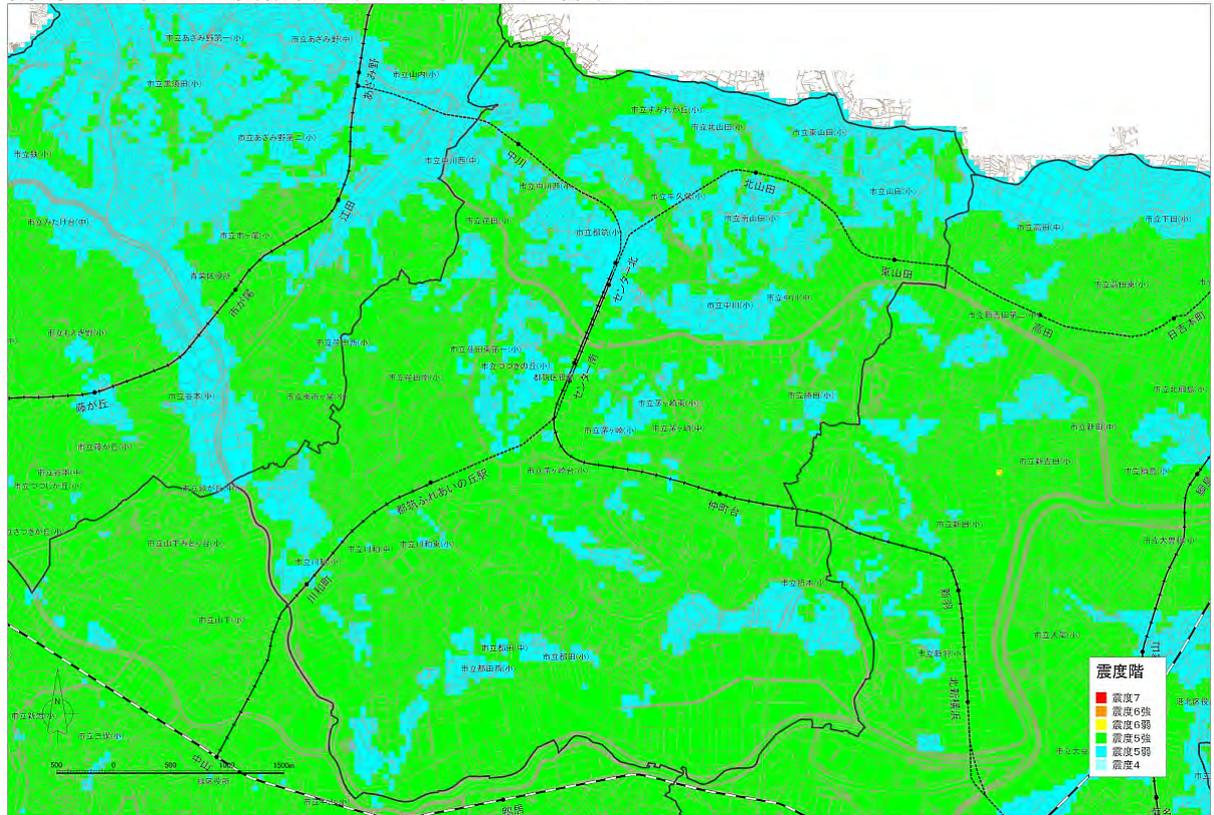


横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

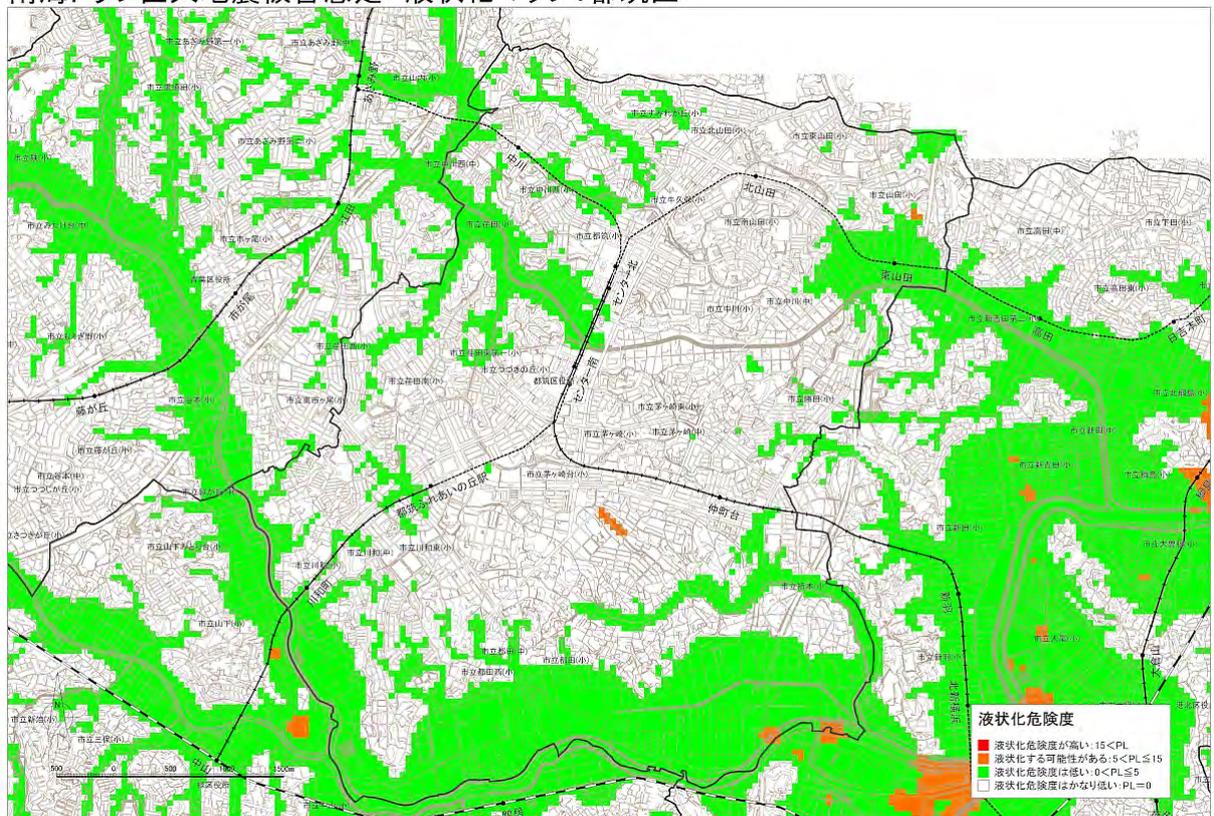
1:27000

(3) 南海トラフ巨大地震

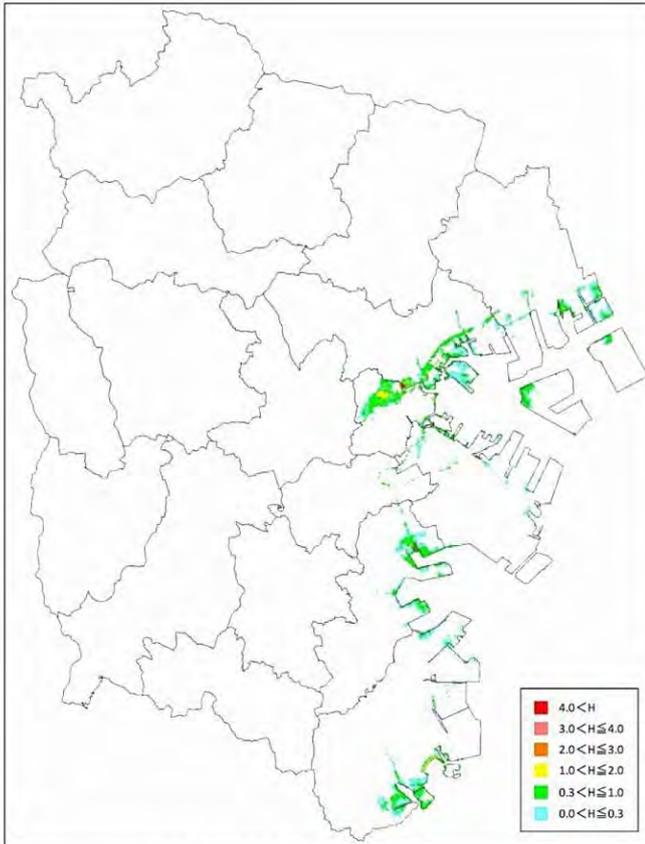
南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ: 都筑区



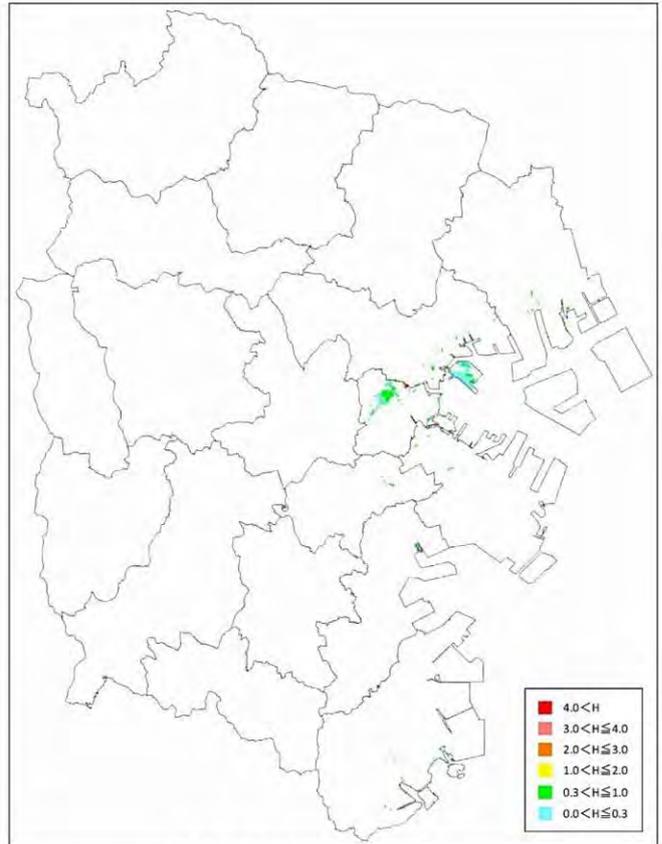
南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ: 都筑区



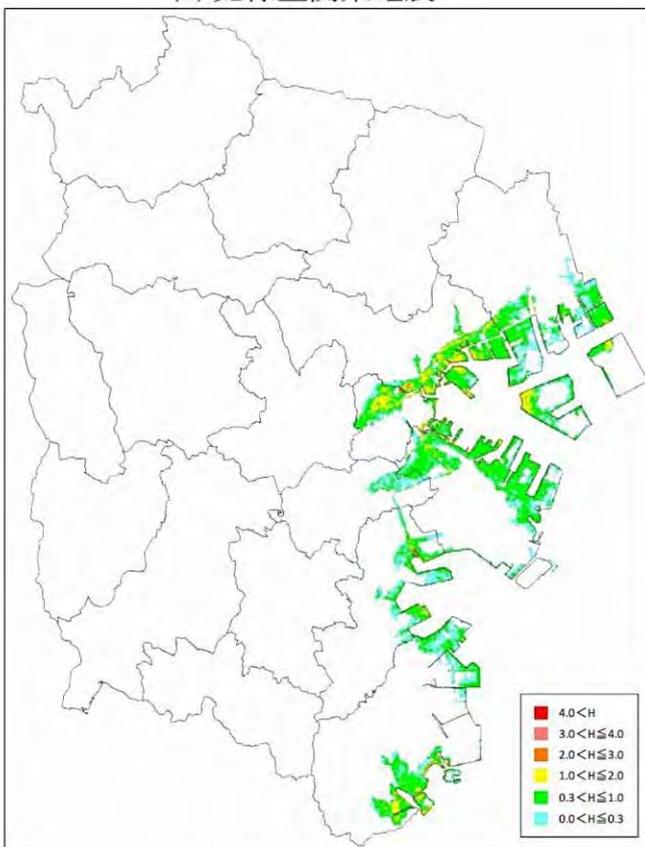
(4) 第5節 津波による横浜市内浸水予想区域 (津波浸水深 単位 (m))



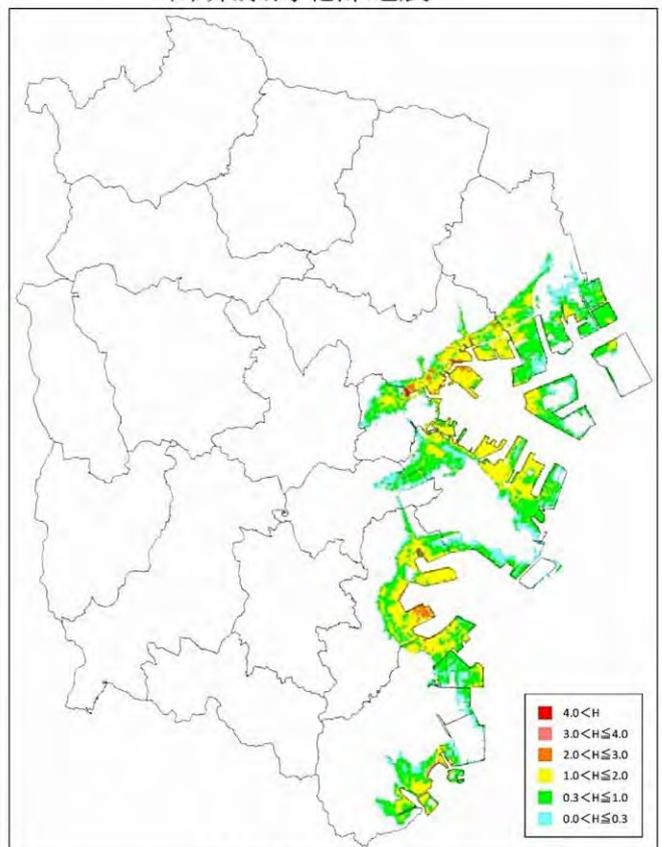
(a) 元禄型関東地震



(b) 東京湾北部地震



(c) 南海トラフ巨大地震



(d) 慶長型地震

津波浸水深の分布 (50mメッシュ)

資料02 都筑区災害備蓄物資一覧

1 地域防災拠点防災備蓄庫

区分	品目		数量	備考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000食	
		缶入り保存パン	1,000食	
	おかゆ		460食	高齢者及び乳幼児用
	スープ		220食	高齢者用
	粉ミルク・ほ乳瓶		19セット	乳児1人あたり1セット(3日分)
	水缶詰		2,000缶	
生活用品	高齢者用紙おむつ		210枚	
	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ		1,350枚	
	生理用品		425個	
	トイレットペーパー		192巻	
	移動式炊飯器/ガスかまどセット		1台	小学校…移動式炊飯器(灯油100(毎年更新)) 中学校…ガスかまどセット
	毛布		240枚	
	アルミブランケット		240枚	
	くみ取り式仮設トイレ		2基	
	簡易トイレ便座		6基	
	トイレパック		5,000セット	避難者(1,000人)の5回分
	簡易式テント		2基	女性の着替えスペースや、授乳スペースの確保用
	ワンタッチパーテーション		1基	
	LEDランタン		80台	停電時の照明用
	手回し式充電ラジオ		6台	災害時の情報収集用 単4乾電池8本付き
	ノーパンク折りたたみ自転車		1台	災害時の情報収集用
	デジタル移動無線延長コード		1セット	体育館等への延長用
トランシーバー		2台	地域防災拠点内での連絡調整用	
アマチュア無線機		1式	単3乾電池40本付き	
PHS		1式	乾電池式充電器1個、 充電変換コード1個(手回し式充電ラジオ接続用)	
救護用品	リヤカー		2台	
	グランドシート		10枚	
	給水用水槽		1個	
	松葉杖		5組	
	保温用シート		50枚	

第7部 : 資料編 資料02 都筑区災害備蓄物資一覧

区分	品目	数量	備考
救助用品	ガソリン式発電機	5台	ガソリン150(10×15缶)、 4サイクルエンジンオイル20(10×2缶)を備蓄(3年ごとに更新)
	ガス式発電機	1台	ガスボンベ12本付き
	投光機	5台	
	エンジンカッター (皮手袋、防塵メガネ付き)	2台	混合ガソリン20(10×2缶)、 2サイクルエンジンオイル10(10×1缶)を備蓄(3年ごとに更新)
	油圧ジャッキ	1台	またはガレージジャッキ5台
	掛け矢	2個	
	担架	10本	
	ポール(応急担架用)	10本	
	金属梯子	1本	
	ハンドマイク	2個	1個あたり単2乾電池6本(毎年更新)
	ヘルメット	10個	
他	つるはし、大ハンマー、スコップ、 ロープ、大パール、大なた、てこ棒、 のこぎり、ワイヤーカッター	各5本	
	ビブス(青/橙)	各色10枚	運営委員会用(橙)、 ライセンスリーダー用(青)
	多言語表示シート	1セット	
	備蓄庫用懐中電灯(入口に備付)	1個	単1乾電池2本(毎年更新)

2 帰宅困難者一時滞在施設

	場所	備蓄品目	数量	備考
1	都筑公会堂	ビスケット	640食	最寄駅:センター南駅
		水缶	600缶	
		トイレパック	600個	
		アルミブランケット	600個	
2	横浜市歴史博物館	ビスケット	640食	最寄駅:センター北駅
		水缶	504缶	
		トイレパック	1,000個	
		アルミブランケット	600個	
3	都筑地区センター	ビスケット	320食	最寄駅:都筑ふれあいの丘駅
		水缶	264缶	
		トイレパック	400個	
		アルミブランケット	360個	

第7部 : 資料編 資料02 都筑区災害備蓄物資一覧

	場所	備蓄品目	数 量	備 考
4	中川西地区センター	ビスケット	160 食	最寄駅：中川駅
		水缶	120 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
5	仲町台地区センター	ビスケット	160 食	最寄駅：仲町台駅
		水缶	96 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
6	北山田地区センター	ビスケット	160 食	最寄駅：北山田駅
		水缶	96 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
7	J Xホールディングス 株式会社 社員研修センター	ビスケット	160 食	最寄駅：仲町台駅
		水缶	48 缶	
		トイレパック	200 個	
		アルミブランケット	120 個	
8	東京都市大学 横浜キャンパス	ビスケット	320 食	最寄駅：中川駅
		水缶	264 缶	
		トイレパック	400 個	
		アルミブランケット	360 個	
9	中央大学附属横浜中学・ 高等学校	ビスケット	640 食	最寄駅：センター北駅
		水缶	504 缶	
		トイレパック	600 個	
		アルミブランケット	600 個	
10	横浜国際プール	ビスケット	4,640 食	最寄駅：北山田駅
		水缶	4,632 缶	
		トイレパック	4,800 個	
		アルミブランケット	4,680 個	

資料03 都筑区応急給水拠点一覧

配水池

施設名	所在地	有効貯水量	地震時確保水量
		(m ³)	(m ³)
牛久保配水池	牛久保 1885	30,000	6,000
港北配水池	二の丸 14	136,000	40,800

災害用地下給水タンク

設置場所	所在地
山田小学校	東山田 3-29-1
牛久保小学校	牛久保 1-23-1
茅ヶ崎小学校	茅ヶ崎南 1-11-1
勝田小学校	勝田町 266
中川西中学校	中川 2-1-1
都田中学校	池辺町 2818
つづきの丘小学校	荏田東 1-22-1

緊急給水栓

設置場所 (学校)	所在地
都田小学校	池辺町 2831
荏田東第一小学校	荏田東 3-5-1
中川中学校	大棚町 240
茅ヶ崎中学校	茅ヶ崎南 1-10-1
川和中学校	富士見が丘 21-1
荏田南中学校	荏田南 2-5-1
大原みねみち公園	茅ヶ崎南 4-7
牛久保公園	牛久保 1-24
鳥山公園	中川 2-7
山田富士公園	北山田 1-4
鴨池公園	荏田東 3-2
都筑中央公園	荏田東 4-10
滝ヶ谷公園	北山田 2-20
都筑区総合庁舎	茅ヶ崎中央 32-1

資料O4 都筑区災害応急用井戸一覧

番号	井戸所在地	井戸設置者	番号	井戸所在地	井戸設置者
1	池辺町 1029	佐野 信行	39	大熊町 428	角田 菊男
2	池辺町 1067	島村 幸吉	40	大熊町 436	須藤 文朗
3	池辺町 1107	佐野 幸夫	41	大熊町 881	斎藤 敏夫
4	池辺町 1147	三留 英次	42	大榎町 325-3	小泉 金三
5	池辺町 1519	比留間 文子	43	折本町 1386	内藤 昭男
6	池辺町 1922	栗原 進	44	折本町 1813-3	加藤 栄
7	池辺町 2079	中山 泰治	45	折本町 2029	角田 広吉
8	池辺町 2110	中山 等	46	勝田町 1216	関 義和
9	池辺町 2111	中山 一作	47	勝田町 1220	関 恒三郎
10	池辺町 2201	牧野 良一	48	勝田町 1225	鈴木 光寿
11	池辺町 2302	佐野 三吉	49	勝田町 1225	鈴木 光寿
12	池辺町 2308	佐野 俊男	50	勝田町 1258-3	秋山 正芳
13	池辺町 2351	須藤 敏夫	51	勝田町 1258-7	宮本 忠夫
14	池辺町 2424	嶋村 忠夫	52	勝田町 1258	長田 清子
15	池辺町 2511	大岡 好光	53	勝田町 1283	小山 享志
16	池辺町 2619	志田 吉二郎	54	勝田町 237	鈴木 太一
17	池辺町 2628-2	矢部 操	55	勝田町 237	佐藤 喜市
18	池辺町 2795	小泉 ミキ子	56	勝田町 314	鈴木 鉄
19	池辺町 2849	元木 孝徳	57	勝田町 698	福田 政雄
20	池辺町 2871	中山 せつ	58	勝田町 823	平野 輝男
21	池辺町 3106	座間 裕生	59	勝田町 823	平野 輝男
22	池辺町 3122	高崎 勝雄	60	川向町 213	平本 文子
23	池辺町 3211	横山 英一	61	川和町 1170	中山 順子
24	牛久保西 3-9-1 境内	平塚 大乘	62	川和町 1243	信田 光雄
25	牛久保東 3-10-5	岩崎 英貴	63	川和町 1425	城所 武士
26	牛久保東 3-10-8	岩崎 幸夫	64	川和町 1429	城所 英之
27	牛久保東 3-1-7	安藤 一雄	65	川和町 1431	水野 智一
28	牛久保東 3-2-11	安藤 スミ	66	川和町 1432 裏側	城所 幸吉
29	牛久保東 3-2-15 表側	安藤 博	67	川和町 1432-5	城所 一朗
30	牛久保東 3-2-15 裏側	安藤 博	68	川和町 1440	吉濱 和久
31	牛久保東 3-7-12	岩崎 規男	69	川和町 1442	氏次 虎尾
32	牛久保東 3-8-1	岩崎 房雄	70	川和町 1472	清宮 正行
33	荏田東 4-32-5	木村 智	71	川和町 1473	鮫嶋 ハマ子
34	荏田東 1-16-1	井上 進	72	川和町 1485	清宮 勝男
35	荏田東町 4279	鮫島 進	73	川和町 1488	服部 守
36	荏田東町 4393	大矢 勇	74	川和町 1503	服部 トシ子
37	荏田東町 4463	西ノ坊 道則	75	川和町 1580	馬場 忠昭
38	荏田南町 4349-4	石渡 光	76	川和町 1593	毛利 信昭

番号	井戸所在地	井戸設置者	番号	井戸所在地	井戸設置者
77	川和町 1626	中山 郁江	110	中川 4-6-10	石坂 淳一
78	川和町 1632	村田 邦彦	111	中川 5-28-2	石坂 信良
79	川和町 1644 土間	村田 郁司	112	中川 7-14-47	皆川 豊次
80	川和町 1694	大熊 本夫	113	中川 7-5-9	高梨 英雄
81	川和町 1702-2	幸内 誠	114	中川 8-8-16	皆川 成夫
82	川和町 1715-6	和内 康	115	東方町 642	長谷川 正義
83	川和町 1792-2	岩澤 晃一郎	116	東方町 643	長谷川 功
84	川和町 1817-4	角田 優	117	東山田 3-37-11	大野 松次
85	川和町 1841	平本 寿夫	118	東山田 4-26-4	鈴木 勲
86	川和町 2171	前田 陽康	119	東山田 4-27-17	栗原 造二
87	川和町 2304	倉田 満	120	東山田町 1429	田辺 候男
88	川和町 2306	根本 市郎	121	東山田町 1497	出川 邦夫
89	川和町 2327	板津 貞夫	122	東山田町 1583	安藤 清作
90	川和町 2371	梅沢 壯吉	123	東山田町 1583	高橋 俊一
91	川和町 2378-7	岩崎 正明	124	東山田町 1611	小泉 弘生
92	川和町 2428-2	中山 司郎	125	南山田 2-4-1	石川 成弘
93	川和町 2481	鈴木 茂夫	126	南山田 3-10-5	小泉 正治
94	川和町 2495-9	鴨野 則昭	127	南山田 3-27	小泉 光秋
95	川和町 977 境内	妙蓮寺 柳下 俊明	128	南山田町 3809	小泉 清
96	北山田 7-1-15	安藤 隆雄	129	南山田町 3810	鏑木 昌一
97	北山田 7-2-7	安藤 晴雄	130	南山田町 3817	大嶋 明
98	北山田 7-6-3	小泉 耕太郎	131	南山田町 4013	小泉 藤雄
99	佐江戸町 2044	渡辺 勇	132	南山田町 4265	高橋 勝
100	佐江戸町 2055	金子 博文	133	南山田町 4526	織茂 保正
101	茅ヶ崎東 1-5-1	大石 勝	134	南山田町 4704	今西 喜代次
102	茅ヶ崎東 1-15-1	金子 孝雄	135	南山田町 4832	岩崎 千春
103	茅ヶ崎東 1-15-1	金子 孝雄	136	中川 5-36	荏田中川水利組合
104	茅ヶ崎東 1-15-1	金子 孝雄	137	池辺町 1550-1	都田土地改良区畑 地かんがい組合
105	茅ヶ崎東 2-13-11	小山 正	138	東方町 1135	東方北部畑地かん がい組合
106	茅ヶ崎東 2-23-12	岸 正雄	139	折本町 2264	折本専農畑かん組 合
107	茅ヶ崎東 2-23-17	米山 敏明			
108	茅ヶ崎南 4-10-5	森 俊光			
109	中川 4-11-8	知久 禎佑			

資料05 都筑区地域防災拠点一覧

	学 校	対象区域 (町名)	電話番号
1	山田小学校	東山田町、東山田三丁目、東山田四丁目	592-3615
2	東山田小学校	東山田一丁目、東山田二丁目、 北山田七丁目の一部 (ララヒルズ)	594-4851
3	南山田小学校	南山田町の一部、南山田一丁目、南山田二丁目、 南山田三丁目	593-9491
4	北山田小学校	北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、 北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、 北山田七丁目の一部 (ララヒルズ除く)	592-0061
5	すみれが丘小学校	すみれが丘	592-0035
6	牛久保小学校	牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目	912-5700
7	中川中学校	南山田町の一部、大圃町の一部	592-3701
8	中川小学校	大圃町の一部、大圃西、牛久保東一丁目、 牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、茅ヶ崎町	591-3540
9	都筑小学校	中川五丁目、中川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、 中川中央一丁目、中川中央二丁目、牛久保西一丁目、 牛久保西二丁目、牛久保西三丁目、牛久保西四丁目	913-6871
10	中川西小学校	中川一丁目の一部 (港北ガーデンヒルズ)	912-1286
11	中川西中学校	中川一丁目の一部 (港北ガーデンヒルズ除く)、中川二 丁目、中川三丁目、中川四丁目、あゆみが丘	912-1270
12	茅ヶ崎小学校	茅ヶ崎南一丁目の一部、茅ヶ崎南二丁目、 茅ヶ崎南三丁目、桜並木	942-2444
13	茅ヶ崎東小学校	茅ヶ崎東一丁目の一部 (港北ファミリーハイツ、港北ニュータウン・イオ除く)、 茅ヶ崎東三丁目、茅ヶ崎東四丁目、茅ヶ崎東五丁目、茅ヶ崎中央	943-0802
14	茅ヶ崎中学校	茅ヶ崎南一丁目の一部 (港北ファミリーハイツ)、 茅ヶ崎東一丁目の一部 (港北ニュータウン・イオ)、 仲町台五丁目的一部分 (プロムナード仲町台)	941-0601
15	茅ヶ崎台小学校	長坂、平台、茅ヶ崎南四丁目、茅ヶ崎南五丁目	942-8510
16	勝田小学校	勝田町、勝田南一丁目、勝田南二丁目、早渕一丁目、 早渕二丁目、早渕三丁目、新栄町	592-3612
17	折本小学校	折本町、大熊町、川向町の一部、仲町台一丁目、 仲町台二丁目、仲町台三丁目、仲町台四丁目、 仲町台五丁目的一部分 (プロムナード仲町台除く)	942-6664
18	都田小学校	東方町、池辺町の一部、川向町の一部	941-2049
19	都田中学校	池辺町の一部	941-2045
20	都田西小学校	池辺町の一部、佐江戸町	933-7652
21	川和小学校	川和町	931-2272
22	川和東小学校	富士見が丘、二の丸、高山、葛が谷、見花山	942-8130
23	川和中学校	加賀原一丁目、加賀原二丁目、川和台	941-1361
24	荏田南小学校	荏田南一丁目、荏田南二丁目、荏田南三丁目、大丸	942-1040
25	荏田小学校	荏田南町、荏田東町、荏田町の一部	911-0149
26	荏田東第一小学校	荏田東三丁目、荏田南四丁目、荏田南五丁目	941-7630
27	つづきの丘小学校	荏田東一丁目、荏田東二丁目、荏田東四丁目	944-3461

資料06 都筑区特別避難場所一覧

震災時における特別避難場所の提供に関する協定締結企業		
	企業・施設名	所在地
1	オンワード総合研究所	牛久保 3-9-3
2	JX ホールディングス (株) 社員研修センター	勝田南 1-21-1
3	(株) 日立ハイテクノロジーズ経営研究所	荇田東 2-19-1

福祉施設等による特別避難場所			
	施設名	運営主体	所在地
1	横浜市葛が谷地域ケアプラザ	(福)横浜市社会福祉協議会	葛が谷 16-3
2	東山田地域ケアプラザ	(福)横浜やまびこの里	東山田町 270
3	横浜市加賀原地域ケアプラザ	(福)中川徳生会	加賀原 1-22-32
4	横浜市新栄地域ケアプラザ	(福)横浜市福祉サービス協会	新栄町 19-19
5	横浜市中川地域ケアプラザ	(福)若竹大寿会	中川 1-1-1
6	特別養護老人ホーム「都筑の里」	(福)中川徳生会	茅ヶ崎東 5-13-1
7	特別養護老人ホーム「中川の里」	(福)中川徳生会	南山田 2-39-35
8	特別養護老人ホーム 「ハートフルガーデン川和」	(福)昴	川和町 660
9	老人福祉センター「つづき緑寿荘」	(福)横浜市社会福祉協議会	葛が谷 2-1
10	介護老人保健施設 「都筑シニアセンター」	(医)横浜育明会	東山田町 1357
11	介護老人保健施設 「都筑ハートフルステーション」	(医)活人会	大柵町 74-9
12	介護老人保健施設 「ヒルトップ池辺」	(医)朝菊会	池辺町 2218
13	介護老人保健施設 「横浜茅ヶ崎老人保健施設」	(医)恭和会	茅ヶ崎東 5-8-7
14	介護老人保健施設「若葉が丘」	(医)若葉会	川和町 2674-1
15	介護老人保健施設「あすなろ」	(医)健水会	荇田南町 4247
16	介護付有料老人ホーム 「ニチイホームセンター北」	(株)ニチイケアパレス	中川中央 1-29-24

第7部 : 資料編 資料06 都筑区特別避難場所一覧

福祉施設等による特別避難場所			
	施設名	運営主体	所在地
17	介護付有料老人ホーム 「ニチイホーム仲町台」	(株) ニチイケアパレス	勝田南 1-1-45
18	介護付有料老人ホーム 「ニチイホーム仲町台Ⅱ番館」	(株) ニチイケアパレス	勝田南 1-1-51
19	横浜市北部地域療育センター	(福)横浜市リハビリテーション事業団	葛が谷 16-3
20	障害者支援施設 「東やまたレジデンス」	(福)横浜やまびこの里	東山田町 270
21	障害福祉サービス事業所 「東やまた工房」	(福)横浜やまびこの里	東山田町 270
22	障害福祉サービス事業所 「ワーク中川」	(福)試行会	中川 2-8-26
23	障害者地域活動ホーム「くさぶえ」	(福)同愛会	牛久保東 1-33-1
24	横浜市多機能型拠点「つづきの家」	(福)キャマラード	佐江戸町 509-6

地区センターによる特別避難場所		
	施設名	所在地
1	都筑地区センター	葛が谷 2-1
2	中川西地区センター	中川二丁目 8-1
3	仲町台地区センター	仲町台二丁目 7-2
4	北山田地区センター	北山田二丁目 25-1

資料07 都筑区広域避難場所一覧

場 所	面 積	該当区域
勝田団地	158,400	勝田町、新栄町、勝田南一丁目～二丁目、早瀬一丁目～三丁目、大棚町、大棚西、牛久保東一丁目～三丁目、茅ヶ崎町
川和高校	48,600	川和町
かしの木台ハイツ 一帯	227,500	荏田東町、荏田東一丁目～四丁目、荏田南町、荏田南一丁目～五丁目、大丸、見花山
横浜国際プーラー 一帯	197,300	南山田町、南山田一丁目～三丁目、東山田町、東山田一丁目～四丁目、すみれが丘、北山田一丁目～七丁目
山崎公園一帯	81,600	中川町、中川一丁目～八丁目、牛久保町、牛久保一丁目～三丁目、牛久保西一丁目～四丁目、中川中央一丁目～二丁目、あゆみが丘
葛が谷公園一帯	47,200	茅ヶ崎南四～五丁目、平台、葛が谷、富士見が丘、茅ヶ崎中央、加賀原一丁目～二丁目、二の丸、川和台、長坂、高山
茅ヶ崎公園一帯	112,900	桜並木、茅ヶ崎南一丁目～三丁目、茅ヶ崎東一丁目～五丁目、仲町台一丁目～五丁目

※広域避難場所に指定されていない区域については、特に広域避難場所を指定しなくても、住民の判断による避難行動で、火災延焼輻射熱から生命の安全が確保される地域とされています。これらの地域を「任意避難地域」といい、都筑区内では約1/3が「任意避難地域」となっています。

任意避難地域	川向町、東方町、折本町、大熊町、池辺町、佐江戸町
---------------	--------------------------

資料08 都筑区本部長代理順位

「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」第2条第1項の規定に基づき、区本部長の代理者及びその順位を次のとおり定めます。

順位5以下の代理者は、区長又は順位1から順位4までの上位のものが参集した時点で、代理権限をその者に引き継ぎます。

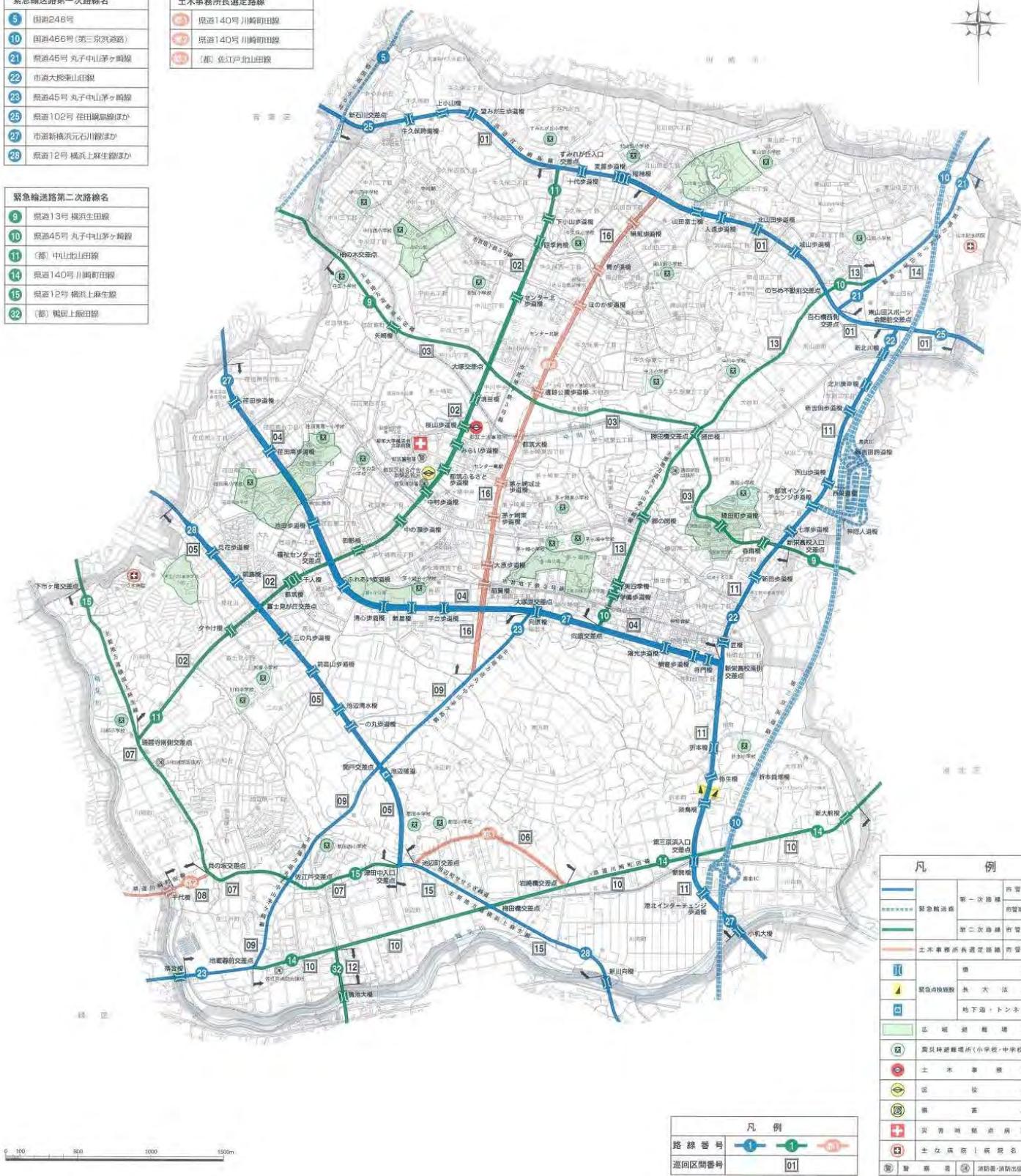
代理順位	代理者（補職名）
1	副区長
2	福祉保健センター長
3	福祉保健センター担当部長
4	総務課長
5	区政推進課長
6	地域振興課長
7	戸籍課長
8	税務課長
9	税務課担当課長
10	福祉保健課長
11	生活衛生課長
12	高齢・障害支援課長
13	こども家庭支援課長
14	学校支援・連携担当課長
15	保護課長
16	保険年金課長

資料09 都筑区緊急巡回・点検路線図

緊急輸送路第一次路線名	
5	国道248号
10	国道466号(第三京浜道路)
21	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線
22	市道大塚東山荘線
23	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線
25	県道102号 花田岡島線ほか
27	市道新橋浜元石川線ほか
28	県道12号 横浜上麻生線ほか

土木事務所長選定路線	
3	県道140号 川崎町田線
7	県道140号 川崎町田線
8	(都) 金沢戸山田線

緊急輸送路第二次路線名	
9	県道13号 横浜生田線
10	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線
11	(都) 中山北山田線
14	県道140号 川崎町田線
15	県道12号 横浜上麻生線
22	(都) 横原上麻生線



凡 例	
—	市道線
—	緊急輸送路 第一次路線 市道線外
—	第二次路線 市道線
—	土木事務所長選定路線 市道線
II	橋
▲	緊急点検対象 橋 大 法 重
□	地下道・トンネル
□	広域避難場所
□	防災時避難場所(小学校・中学校)
+	土木事務所
+	区役所
+	警察署
+	災害時拠点病院
+	主な病院(病院名)
+	警察署 消防署・消防出張所

凡 例	
路線番号	1 10 21
巡回区間番号	01

資料 10 よこはま地震防災市民憲章



よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちが守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成 25 年 3 月 11 日制定

第7部　：　資料編　　資料10　よこはま地震防災市民憲章
よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1　自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2　地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3　少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4　家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5　いっとき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6　家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1　強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2　怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3　近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4　避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5　断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6　強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1　地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2　合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3　避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4　子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5　消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6　「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1　あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2　地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3　子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4　横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5　私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

資料11 家庭内での地震に備えた事前対策

1 住宅の倒壊対策

(1) 住宅の耐震診断・耐震改修

平成7年に発生した阪神・淡路大震災で亡くなった人の9割近くが、建物の倒壊等による圧死でした。この阪神・淡路大震災では、昭和56年5月以前の古い耐震基準で建築された建物に大きな被害が発生しており、地震に対して倒壊しやすいことがわかっています。

横浜市では、昭和56年5月以前の古い耐震基準で建築された木造住宅、分譲マンションを対象に無料耐震診断を行っています。耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある・高い」と診断された木造住宅、分譲マンションの耐震改修費用の一部を補助します。

【耐震診断、耐震改修に関する制度の問合せ先】

横浜市建築局建築企画課

TEL 671-2943

FAX 671-2756

ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/guid/kenki/>



(2) 防災ベッドや耐震シェルターの設置

防災ベッドや耐震シェルターを寝室等に設置することは、地震による家屋の倒壊から命を守るため有効な手段です。住宅耐震改修工事の費用に比べて少ない費用で設置することができます。横浜市では、木造住宅に居住している方を対象に、設置する経費の一部を補助する制度があります。

【防災ベッドや耐震シェルターの設置に関する問合せ先】

横浜市建築局建築企画課

TEL 671-2930

FAX 671-2756

ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/guid/kenki/bousai/bed.html>



2 家の中の安全対策

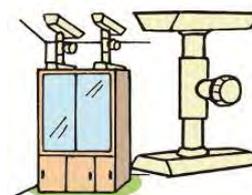
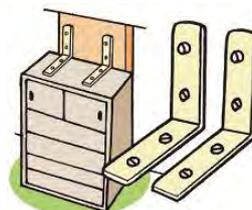
(1) 家具の転倒防止対策

平成16年の新潟県中越地震でけがをした人うち、家具類の転倒や落下によって負傷した人の割合は4割以上を占めていました。家具の転倒等によるけがを防ぐため、転倒・落下防止対策を行いましょう。

また、家具の配置を工夫しましょう。

【家具転倒防止対策の例】

- ・壁（裏側に間柱がある等固定できる箇所）にL字金具やチェーンでしっかり固定する。
- ・コンクリートの天井や壁の場合はポール式器具（突っ張り棒）で固定する。
- ・冷蔵庫やテレビ、電子レンジは粘着マットや粘着ベルトで固定する。



【家具の配置例】

- ・ 寝室や子ども、お年寄りがいる場所には、できるだけ家具等を置かないようにする。
- ・ 寝室等に家具を置く場合は、寝る位置と家具の倒れる方向を考慮して配置する。
- ・ 避難路を確保するため、通路や出入り口付近には家具や荷物は置かないようにする。

【その他】

- ・ 家具の中は、重いものを下段に、軽いものを上段に収納する。
- ・ 食器棚や本棚、窓にはガラス飛散防止フィルムを貼る。



(2) 家のまわりの安全確認

家のまわりにも危険要因があるので、日ごろから点検・確認を行いましょう。

【点検と改善例】

- ・ 屋根の瓦や外壁タイルにひび割れやずれがあれば補修、補強を行う。
- ・ プロパンガスボンベは転倒しないように、しっかり鎖で固定する。
- ・ 基礎がしっかりしていない、傾きやひび割れがある等の危険なブロック塀は補修を行うか、フェンスや生垣に換える。

横浜市緑の協会では、ブロック塀を生垣に換える際の工事費用の一部を補助しています。

【生垣設置助成制度に関する問合せ先】

(公財)横浜市緑の協会 緑化推進課

TEL 228-9435

ホームページ <http://ryokuka.hama-midorinokyokai.or.jp/subsidy/>

3 食料などの備蓄と非常持ち出し袋の備蓄

災害発生直後は、食糧や日用品の購入が難しくなります。様々な危機に備えて、食料や飲料水、トイレパック等を家庭内で備蓄するとともに、避難時に備えて非常持ち出し品を用意しておきましょう。

(1) 飲料水

1人1日約3リットル、最低3日分は用意しましょう。「水缶」や「はまっ子どうし」など保存性のある飲料水を備蓄しましょう。ポリタンクを活用し水道水を備蓄する場合は、こまめに取り替えましょう。



(2) 食料

簡単に食べられる調理不要の非常食を最低3日分備蓄しましょう。米、もちなど主食を多めに用意し、副食としてインスタント食品や缶詰、レトルト食品なども準備しておきましょう。家族構成に応じて、お年寄りや乳幼児のための食品も用意しましょう。



(3) トイレパック

断水持でもトイレが使えるよう、トイレパック（凝固剤と袋がセットになった携帯トイレ）を備蓄しましょう。ホームセンターなどで購入することができます。



(4) 非常持ち出し袋の準備

避難場所等での生活に必要なもの(メガネ・コンタクトや常備薬など)をリストアップして、非常持ち出し袋に入れ用意しておき、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。



4 その他の備え

(1) 消火器や生活用水等の備え

万が一自宅で火災が起こったときに備えて、消火器などを用意し、すぐ使える場所に備えておきましょう。風呂の残り湯は捨てずにと、消火用水やトイレを流すなどの生活用水として使うことができます。



(2) 家庭の防災会議

家族があわてずに行動できるように、日ごろから地震対策について話し合い、対応方法を決めておきましょう。

【話し合う内容】

- 家族との連絡方法を確認する。
 - ・連絡方法や集合する場所を決めておく。
 - ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の利用方法を確認する。
- 家族の役割分担を決めておく。
 - ・火の始末や非常持ち出し袋の搬出は誰が行うか決めておく。
- 家や地域の危険箇所を確認する。
 - ・家の中で安全な場所、危険な場所を確認する。
 - ・ハザードマップ等を活用して地域の危険箇所を知る。
- 最寄りの避難場所を確認する。
 - ・避難場所とルートを確認する。※
- 防災訓練に参加する。
 - ・地域防災拠点や自治会・町内会で行われる防災訓練等に積極的に参加する。



※ 横浜市のホームページで公開している「わいわい防災マップ」を活用し、避難経路や経路上の危険な箇所を確認しておきましょう。

わいわい防災マップは、「災害危険マップ」、「危険回避マップ」、「応急対応マップ」の3種類で構成されています。

【わいわい防災マップURL】

http://www.city.yokohama.jp/bousaimap/about_bousai.html

(3) 帰宅困難時に備えた対策

会社や学校で地震にあったときに、帰宅できるよう備えておきましょう。

【日ごろの備え】

- ・会社や学校から自宅までの経路を記した帰宅地図を作っておく。
- ・実際に経路上を歩いて帰る訓練を行う。
- ・正しい情報を入手するために携帯ラジオを備えておく。
- ・会社のロッカーなどに、スニーカーを常備しておく。
- ・かばんや机の中にチョコやキャラメル等の簡易食料を用意しておく。



資料12 都筑区災害対策連絡協議会設置要綱

都筑区災害対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 都筑区に発生する災害の予防、応急対策、復旧対策その他の災害対策を確立し、災害による被害の拡大を予防するため、都筑区に都筑区災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 都筑区における災害対策計画の立案及びその実施の推進に関すること。
- (2) 防災関係機関、関係諸団体及び区民の相互協力に関すること。
- (3) 緊急時における情報の収集、伝達その他の応急対策に関すること。
- (4) 防災意識の高揚及び防災知識の普及に関すること。
- (5) 防災訓練の実施及びその指導に関すること。
- (6) その他協議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる都筑区に関係のある防災機関及び諸団体の代表者をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人

2 会長は都筑区長、副会長は都筑警察署長、都筑区連合町内会自治会会長、都筑区副区長及び都筑消防署長をもって充てる。

(顧問)

第5条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、都筑区選出の市会並びに県議会議員をもって充てる。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 顧問は、協議会の求めに応じて必要な助言を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて、その他の関係者を協議会に出席させ意見を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、必要に応じて部会を設けることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、都筑区役所内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

資料 13 都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(設置)

第1条 都筑区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、都筑区内の防災力の向上に寄与することを目的として都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員会の委員長を委員として組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、構成員の互選によって定める。

(参与)

第5条 協議会に参与を置く。

2 参与は、都筑区長、都筑消防署長、都筑区小学校長会長、都筑区中学校長会理事及び地区連合町内会・自治会会長（運営委員会の委員長を除く。）をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

2 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、必要に応じて、その他の関係者を協議会に出席させ意見を求めることができる。

(経費)

第8条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、都筑区総務部総務課に置く。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成8年9月24日から施行する。

(施行期日)

この会則は、平成22年6月21日から施行する。

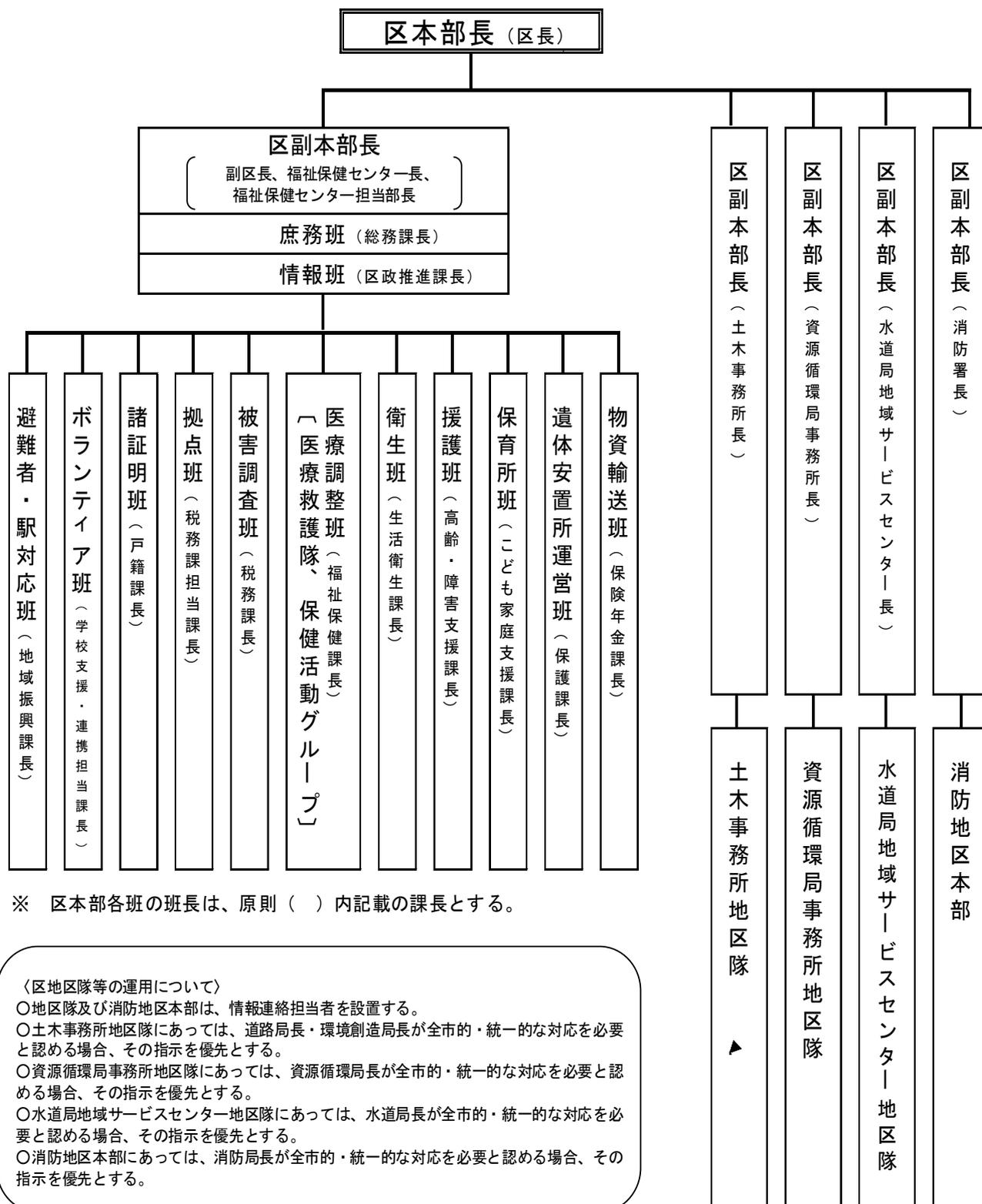
(施行期日)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 組織

区災害対策本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 () 内記載の課長とする。

〈区地区隊等の運用について〉

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 水道局地域サービスセンター地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第7部 : 資料編 資料14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

(2) 事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長命令の伝達に関する事。 3 区本部の庶務及び記録に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 報道及び広報対応に関する事。 7 災害関連情報に関する事。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 避難勧告、指示に関する事。 11 職員応援要請に関する事。 12 支援職員の受入れに関する事。 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。 14 区本部職員の動員に関する事。 15 区本部職員の厚生に関する事。 16 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。 18 庁舎の管理保全に関する事。 19 所管車両の保全に関する事。 20 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関する事。 21 他の班の所管に属さない事。 22 その他特命事項に関する事。	1～22 同左 23 区本部の予算経理に関する事。 24 区災害応急対策計画の策定に関する事。	1～24 同左 25 区災害復旧計画の策定に関する事。
情報班	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関する事。 3 応急対策活動の集約に関する事。 4 災害関連情報の広報活動に関する事。 5 通信機器等の保全に関する事。 6 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。 7 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。 8 指定管理施設の被害状況に関する事。	同左	同左

第7部 : 資料編 資料14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 応急危険度判定調査の支援に関する事。	1～2 同左 3 倒壊建物等の被害認定調査の準備及び広報に関する事。 4 倒壊建物等の被害認定調査の実施に関する事。 5 被害認定調査表の作成に関する事。	1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。
物資・輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関する事。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事。	1～4 同左 5 不足救援物資等の把握に関する事。	同左
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関する事。 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 地域住民への情報提供・広聴に関する事。 6 市民が任意に設置した避難所の把握に関する事。	1～6 同左 7 避難者の生活相談に関する事。	同左
避難者・駅対応班	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関する事。 2 補完施設の被災状況の把握に関する事。 3 避難者の安全確保に関する事。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。 6 被害情報等の収集・伝達に関する事。 7 帰宅困難者対応に関する事。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関する事。 9 帰宅困難者一時滞在施設滞在施設の運営又は支援に関する事。 10 その他必要な事項に関する事。	同左	同左

第7部 : 資料編 資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
援護班	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する こと。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関する こと。 3 要援護者のための特別避難場所の設置及び運営に 関すること。 4 要援護者の特別避難場所の受入に関する こと。 5 その他要援護者の支援に関する こと。	1～4 同左 5 被災者の生活相談に関する こと。	1 特別避難場所の閉鎖及び要 援護者の移送に関する こと 2～5 同左、 6 応急仮設住宅への入居募集に 関すること。 7 災害弔慰金、災害援護資金等に 関すること。 8 被災者生活再建支援金に 関すること。 9 義援金に 関すること。
医療調整班	1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との 連絡調整に関する こと（区災害医療連絡会議の開催を含む）。 2 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機 関の情報提供に関する こと。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に 関すること。 4 医療救護隊の編成及び診療に関する こと。 5 他都市医療救護隊、他職種による医療支援チーム、 他自治体応援保健職員等の受入れ調整に関する こと。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関する こと。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する こと。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に 関すること。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに 関すること。	1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設 に関する こと。	同左
衛生班	1 消毒及び衛生に関する こと。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関する こと。 3 生活衛生に関する こと。 4 動物の保護収容に関する こと。	1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防 止に関する こと。	同左

第7部 : 資料編 資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日以後)
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する こと。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握 に関すること。 3 必要なニーズ等の広報に関すること。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に に関すること。	同左	同左
諸証明班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。	1 同左 2 倒壊建物等のり 災台帳の作成に に関すること。 3 倒壊建物等のり 災証明の発行準 備及び広報に関 すること。	1～3 同左 4 倒壊建物等のり 災証明の発行に に関すること。
保育所班	1 園児の安全確保に関すること。 2 施設、園庭の管理保全に関すること。 3 保育の早期再開に関すること。 4 園児の引渡しに関すること。 5 保護者への情報提供に関すること。 6 民間保育園等との連絡調整に関すること。 7 被災家庭支援のための保育所入所に関すること。	1～7 同左 8 園児の避難先の 把握に関するこ と。	同左
遺体安置 所運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整 に関すること。	1～3 同左 4 引取人のいない 焼骨に関するこ と。	同左
土木事務 所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関するこ と。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握 に関すること。 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の 立案、実施に関すること。 7 工事箇所の実施に関すること。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に に関すること。	同左	同左

第7部 : 資料編 資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目を以降)
資源循環局事務所地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。 4 トイレ対策班への応援に関すること。	同左	同左
水道局地域サービスセンター地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。

※ 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 水道局地域サービスセンター地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

資料15 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合に組織内部で行う情報の収集・伝達方法は、次のとおりです。

なお、情報の受伝達に使用する機器は、有線電話以外に通信手段を持たない施設等があることを考慮し、有線回線の輻輳による通話不能を防ぐため、防災行政用無線を積極的に活用します。

1 市本部と区本部との情報受伝達

防災行政無線（ホットライン）の活用を原則とします。

なお、ホットラインが使用できない場合は、次の機器を活用します。

- (1) 防災行政用無線（デジタル移動無線）
- (2) 災害時優先電話
- (3) 危機管理システム
- (4) 無線FAX
- (5) Eメール

2 都筑区本部と都筑消防地区本部との情報受伝達

- (1) 内線電話の活用を原則とします。
- (2) 防災行政無線（地区移動系無線）により通信路を確保します。

3 区本部と地域防災拠点及び地区隊（土木、資源循環、水道）との情報受伝達

デジタル移動無線の活用を原則とします。ただし、使用可能回線数（本市全体で40回線）に上限があることから、区本部では、あらかじめ設定されている、グループ通信機能を活用し、区内のすべての地域防災拠点及び地区隊との通信を実施することとします。

4 市本部から各区本部及び地域防災拠点及び地区隊（土木、資源循環、水道）への緊急通信

市本部は、市内の各区本部、地域防災拠点及び地区隊に緊急連絡が必要な場合には、デジタル移動無線の一斉緊急放送機能を活用した一斉連絡を行うこととします。

各区本部、地域防災拠点及び地区隊は、この一斉緊急放送を受信した場合には、必ず内容の確認状況（YES・NO）を返信することとする。

5 地域防災拠点から区本部への緊急通信

各地域防災拠点において、緊急連絡が必要な場合には、デジタル移動無線の緊急連絡機能を活用した通信を行うこととします。この場合、市本部には地域防災拠点からの緊急連絡が入らないため、連絡を受信した区本部は必要に応じ、市本部に連絡を行うこととします。

6 区本部から無線通信機器を保有しない施設への情報受伝達

区本部が幼稚園・市民利用施設・所管施設など、無線通信機器を保有しない施設等と情報受伝達を実施する場合には、パソコン・携帯電話によるメールやFAXを有効活用することとします。

資料16 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたときに、所定の申請により、必要があると認められる場合に、減免や納期限の延長等を受けることができる税等の種類は次のとおりです。

【市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等】

1	個人市民税（県民税を含む）の減免
2	固定資産税及び都市計画税の減免
3	市税の延滞金の減免
4	市税の納期限の延長
5	市税の徴収猶予
6	国税の特別措置
7	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8	国民年金保険料の免除・若年者給付猶予・学生納付特例
9	児童福祉施設措置費の減免
10	保育所の保育料の減免
11	老人ホーム入所に伴う費用徴収
12	水道料金等の免除
13	公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く）
14	一般廃棄物処理手数料の減免
15	市営住宅使用料の減免
16	放送受信料の免除
17	納税証明書発行手数料の減免
18	市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）の発行手数料の減免
19	住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

資料17 関係機関一覧

各種関係機関		電話番号
消防	都筑消防署	945-0119
	北山田消防出張所	591-0119
	川和消防出張所	931-0119
	佐江戸消防出張所	936-0119
	仲町台消防出張所	943-0119
電力	東京電力神奈川カスタマーセンター	0120-99-5772
ガス	東京ガスお客様センター	0570-002211 948-1100 (※PHS・IP 電話等)
水道	水道局港北・都筑地域サービスセンター	531-3641
電話	N T T 東日本	116
道路	土木事務所	942-0606
バス	交通局港北営業所	545-1804
建築	建築局情報相談課	671-2953/671-3829
ごみ収集	資源循環局都筑事務所	941-7914
下水道	環境創造局都筑水再生センター	932-2321
警察	都筑警察署	949-0110
郵便	都筑郵便局	945-0205
行政	都筑区役所総務課	948-2211

公共施設		電話番号
福祉施設	新栄地域ケアプラザ	592-5255
	葛が谷地域ケアプラザ	943-5951
	東山田地域ケアプラザ	592-5975
	加賀原地域ケアプラザ	944-4640
	中川地域ケアプラザ	500-9321
地区センター	中川西地区センター	912-6973
	北山田地区センター	593-8200
	都筑地区センター	941-8380
	仲町台地区センター	943-9191

救急医療機関	住所	電話番号
都筑区休日急患診療所	牛久保西 1-23-4	911-0088
昭和大学横浜市北部病院	茅ヶ崎中央 35-1	949-7000
つづき病院	川和町 2674-83	941-3380
山本記念病院	東山田町 1552	593-2211
横浜労災病院	港北区小机町 3211	474-8111
横浜市夜間急病センター	中区桜木町 1-1	212-3535
横浜市歯科保健医療センター	中区相生町 6-107	201-7737

